

令和5年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和5年3月8日 午前10時00分			議長	本田 学
及び宣告	散会	令和5年3月8日 午後3時35分			議長	本田 学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	久保広幸	○			
○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○			
▲ 欠席を示す	6	多胡裕司	○			
× 不応招を示す	7	渡辺三義	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	本田 学	○			
会議録署名議員	渡辺三義		中村佳代子			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政		主任主査 竹島美登里			
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司				
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志	会計管理者	丹野景広		
	総務課長	今村保広	町民課長	棟方勝則		
	産業振興課長	丹崎秀幸	建設課長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	（空井猛壽）		
	総務課参事	瀧澤 徹	総務課主幹	請川義浩		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。

おはようございます。お座りください。

○議長（本田 学君） 多胡議員より途中退席する旨、報告がありました。飯尾代表監査委員より欠席する旨、報告がありました。丹野会計管理者より、途中退席する旨の報告がありました。

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、7番渡辺議員、1番中村議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第2 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今年も早いことにあつと言う間に3月を迎えまして、私たち議員も第19期、今回、最後の定例会を迎えることになりました。たどれば2020年から始まりましたコロナ感染症、最近は非常に激減しまして、いまだかつて収束はせず、コロナ禍の議会活動かなという感じがいたしました。今は、早く以前の日常生活に戻ることを望んでおります。

さて、今回の一般質問につきましては、第6期陸別町総合計画及び令和4年度の執行方針に基づきまして、まだ道半ばにありますが、今月、3月の年度末でもありますので、進捗状況とか現状、評価について、町長、教育長に、それぞれの分野ごとにお伺いしていきたいと思っております。

野尻町長には、産業全般と地域福祉、また医療について。有田教育長には、コロナ禍における学校教育全般についてお伺いしていきたいと思っております。いずれにしても幅広い分野でまとめることが大変だったと思われま。大まかな答弁でよろしいので、現時点の考えを言っただけであればいいかと思っております。

それでは、質問書を提出しておりますので、順番に進めていきたいと思っております。

す。

最初に、酪農振興についてお伺いいたします。

現在、酪農家は、乳量減産による生産抑制または飼料価格の高騰により、本当に八方塞がりの中にあります。昨年12月、委員会の中でJAりくべつと意見交換会を持ちまして、酪農家における厳しい現状の生の声を聞きながら、この現状を把握したところでございます。

現在、本町には、営農戸数70戸、そのうち搾乳農家は39戸、現時点では、さらに軒数が減っているのかと思われております。本町としても酪農支援については、今、利子補給とか優良家畜導入、またほかにもいろいろ支援対策をなされております。

そこで、酪農業振興対策全般を通じて、大変幅広い分野になりますが、総合計画または執行方針に基づいて、まだ道半ばであります。現時点での町長の考えをお聞きしたいと思っております。

それと、ちょっと気になっているのが、酪農業について、担い手不足と聞かれております。本町には外国人就農者がどのぐらいいるのか、分かる範囲でよろしいですので、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、後のほうの質問から先に行きたいと思うのですが、まず、外国人につきましては、令和5年2月時点で66名の方が移住しております。うち63名が、いわゆる外国人労働者と思われませんが、産業別の就労者数などは集計しておりませんので、農業に従事する外国人の正確な人数は分かっておりません。

農協におきましても、外国人の就業につきましては詳細は把握していないと聞いておりますので、どうか御了承いただきたいと思っております。

次に、幅広くなるのですが、農業振興についての御質問であります。第6期陸別町総合計画において、「自然と溶け合う豊かな地域産業のまち」これを基本目標としております。さらに、重点施策として、「農林業の充実と安定した雇用の促進」ということを掲げております。酪農を含めた農業全般において、生産基盤を充実すべく、道営事業を積極的に展開いたしまして、優良農地の保全に取り組むとともに、クラスター事業等により経営者は希望を持って営農できよう支援をしてきたところであります。

また、担い手確保の一助になればとの思いから、地元雇用促進事業を創設しました。これは農業だけではなくて、いろいろな業種で多くの利用をいただいております。農畜産物の加工販売では、先頃テレビ番組でも取り上げていただきましたが、陸別低温殺菌牛乳の増産を始めております。また、鹿肉を使った加工品なども好評いただいております。念願のバイオガスプラントも稼働を始めました。発電量もまずまずであると、そういう報告も受けております。

農業、とりわけ酪農・畜産を取り巻く環境、議員おっしゃるよう依然として厳しいものがありますが、緊急支援事業等を通じて農業者の支援金直接給付など、町としてで

きる限りの対策を行ってまいりました。様々な問題がありますが、これからも農業振興のため、町民の皆さんとともに智恵を絞りながら、一步ずつ進めていく必要があるのではないかと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 酪農業については、今回のコロナ禍、国の政策を受けて、そのはざまにありますので、町もいろいろな形で支援されておりますので、どうか今後もその辺を注視しながらいくことが必要と思われまますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは次に、林業振興について、2回に分けてお伺いいたします。

本町は、森林面積5万563ヘクタール、本町の総面積の83%が森林と言われております。その中で、振興対策についても、森づくりとか整備など複数の支援事業をされております。林業においても所有者の高齢化、または担い手不足、伐採後の再造林されない無立木地の増加など、本当に結構課題が山積みになっております。

そこで、3点ほどお伺いいたします。昨日と重複する面がありますが、御了承いただきたいと思えます。

まず、1点目については、伐採後の植林状況、これはよい形で循環しているのかどうか、その辺、確認させていただきます。

それと二つ目については、林業に関わる担い手対策の現状、これについてはどのように進められているのか。

それと三つ目については、総務省所管による2019年4月より施行された森林環境譲与税は、各自治体に分配され、現場で必要とされる部分に充当されていると思えますが、本町においては、有効活用、効果について、どのように町長は評価されているのか。

その3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、伐採後の植林につきましては、現行では、伐採後2年以内に植栽するように事業者に求めております。しかしながら、民有林の植栽を請け負う事業者の減少などから植栽スケジュールが遅れているところがあります。できるだけ早期に遅れを取り戻していただけるようお願いをしているところであります。

二つ目としまして、林業従事者の担い手対策としましては、先般、東京で行われました移住フェアに出展し、担当者が林業と陸別町の魅力をPRしてきております。これには町内の業界の皆さんも帯広や札幌で開催される就職相談会などに積極的に足を運んでいるようでありまます。このような取組ではすぐに結果が出るものではございませんが、町外から担い手を呼び込むために取組を続けていく必要があると、そのように考えているところであります。

3番目に、森林環境譲与税の活用につきましては、国庫補助の対象とならない山林に

ついて、町独自の補助として、私有林整備事業、また、計画的な森林整備を進めるために欠かせない作業道補修・修理の経費の補助、林業機械の導入経費への補助、さらには労働環境の整備を目的に防護具などの安全装備の購入など、各種補助金を支出しております。これらは、いずれも林業事業体の意見をお聞きしながら、活用方法として取り入れたものであります。貴重な財源でありますから、十分配慮しながら活用していかねなければならないと考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 森林保全は、長期的な計画の下、植栽から伐採、造材と長い年月をかけて進められておりますので、支援についても長い目線で対策を継続して行ってほしいと思っております。

それでは次に、林業機械導入に向けての補助金の動きについてお伺いいたします。

山林は、循環型森づくりによって進められ、伐採、枝払い、そして丸太の寸切りと、現場作業については、ほとんどが最新型の高性能林業機械によって作業が行われ、特に最近では、安全性とか生産または作業の効率が求められ、現場を拝見いたしまして、作業環境も一層変わりつつあると思ったところでございます。

昨年、本町では林業振興支援対策として、林業機械導入に向けての補助金支援、申請によって実施されました。

そこで、林業機械導入についての補助金の利用状況と効果について。昨日この辺については触れられておりましたが、再度この場で確認したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 森林環境譲与税を使って林業機械等の整備事業補助金を創設いたしました。令和4年度は、二つの事業体に合わせて1,000万円補助しております。それぞれの機械の利用状況等については、年度終了後に報告を受けることになっておりますので、来月以降に順次報告があるものと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、事業者の皆さんの意見をお聞きしながら譲与税を活用しておりますから、林業の現場において大変有用なものになっていると私どもは考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 林業関係の補助金については、今お話を聞きましたら、林業業界とも話を聞いた中で進めているということで、本当に現実的に動かれているということでちょっとほっとしております。林業は、循環型森づくりのため、長期的な目線で、1回で終わらず、この後についても継続的に見て行っていただきたいと思っております。

それでは、次の地域福祉支援対策についてお伺いいたします。

福祉も幅広く大変な仕事で、これについては、本当に教科書どおりにいかない職種で

あると思っております。利用者のよきパートナーとして最善のサポートを提供することが現在は求められ、本町における担当窓口の方も大変御苦労されていることと思っております。地域福祉の基本は、総合計画または福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業とか障害者計画の下で策定されていると思っております。目標については、地域共生社会を目指して頑張っていくというふうに本町においても活動されていることと思えます。特に、本町においては人口の約40%の方が、私も含めてそうですが、65歳以上ということで、今後については、さらに見守りまたは在宅支援サービスが非常に重要視されてくると思われまます。

そこで、本町においては、高齢者サービス調整会議または地域包括ケアシステム会議などが進められておりますが、現場の会議に対する効果についてどのようになっているのか。

次に、地域連携による自治会ネットワークがつくられております。以前は、各自治会と意見交換会をしていたと聞いております。それで、中止された経緯について、それとあと、今後については、そのような地域との意見交換会をどのように考えていくのか。2点目です。それと3点目につきましては、地域福祉の取組を通して、現時点での、まだ道半ばになっておりますが、全体を通して順調に地域福祉づくりが進んでいるのかどうか、その辺、町長のお考えをお聞きしたいと思しますので、この3点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、高齢者サービス調整会議は、しらかば苑デイサービスセンター、エヌピーオー優愛館、ホームヘルプセンターりくべつ、社会福祉協議会、国保診療所、足寄国保病院、陸別薬局、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健福祉センターの実務担当者レベルの会議として月に1回、事例検討、また、地域課題を共有することを目的として開催されております。

このコロナ禍の影響で毎月の開催がとても難しい状況でしたが、対応が困難だった事例を地域課題として共有する機会を設けたことで、次への対応や横の連携がスムーズになったと、そんな感触があると担当職員から聞いているところであります。中でも意思決定支援や自立支援に関しては、他職種で何度も協議することで支援の質の向上に結びついているとの報告を受けているところであります。

第8期介護保険事業計画策定時に行ったニーズ調査で、町民が不安に感じている介護として「認知症」との回答が最も多かったことを踏まえて、「認知症を有する方への関わりについて」と題して、理想と現実、今後の課題について協議され、来年度に策定する第9期計画に反映できるよう引き続き協議を深めていきたいと聞いているところであります。この会議におきましては、地域課題の蓄積や必要な社会資源の調整が行われているものと評価しております。

地域包括ケアシステム推進会議は、北勝光生会、エヌピーオー優愛館、社会福祉協議

会、保健福祉センターの各管理職と保健福祉センター介護保険担当主任主査、地域包括支援センター主査で構成されております。主に政策の方向性を協議することを目的として、過去には、特別養護老人ホームの老朽化問題、介護サービスの需要と供給の確認、高齢者の集いの場についてなど、町内に必要なサービスをどのように提供していくかというようなことを協議しております。

最近では、介護福祉人材の確保について協議した結果、町内の潜在的な人材を発掘することを目的として、各事業所の了解を得た上で、人材募集のチラシを令和4年度は3回発行したところであります。令和5年度は、第9期介護保険事業計画の策定年であることから、この二つの地域ケア会議を有効的に活用して、町民ニーズに応えられるよう機能させていく必要があると思っております。

次に、自治会関係です。各自治会との意見交換ということではありますが、過去には、町政懇談会という場を設けていましたが、参加者がほとんどいないという状況が続き、廃止となり、その後、住民の御意見、御要望をいただく方法について試行錯誤してきたところであります。

私の公約の中には、「町長出前でどこでもトーク」というのを掲げておりまして、自治会を含めた町民の皆様との直接対話の機会に備えておりました。これまで各種団体や町民の小グループからの要請を受けまして、膝を交えた情報交換等をさせていただきましたが、残念ながら自治会からの要請はなく、ここ数年はコロナ禍の中の影響もあり、そのような機会を多く設けることができなかつたことについては、私自身とても残念に感じているところであります。

なお、自治会の皆様との対話の機会につきましては、例年実施しております自治会長会議におきまして、町民の皆様からの要望事項に対しましてお答えする機会を設定させていただき、広く声を拾い上げる努力をしてきたところであります。

次に、地域福祉全体の評価についてということでもあります。コロナ禍にありましていろいろな制限があり、各事業者、関係機関の皆様には大変御苦勞をおかけしたものと推察しておりますが、今何ができるか、また、今何が求められるか、今何をすべきなど、各関係機関がそれぞれの立場で工夫しながら事業展開し、また、互いの連携によって、コロナ禍のため新しい事業展開はなかつたものの、何とか継続を上手に機能していたものと考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 本町においても年々高齢化の上昇傾向にありまして、地域福祉づくりは欠かせないということで、とりあえず現場の生の声を聞けるような形の取組を今後についても考えていってほしいと思っております。

それでは次に、2020年1月から始まりましたコロナ感染症についてお伺いたします。

最近、感染者数も当初から見まして本当に激減の状態にありまして、完全な収束は

見えておりませんが、いまだかつて気を許すことはできません。政府もコロナ感染症の位置づけも現在の2類から季節性インフルエンザと同等の5類に、5月頃をめどに新生活スタイル型の形に移行していくという予定でお話しされております。現在の規制解除に向けて、戻していく方針、最近は少しずつ回復に向けた動きは目にしてくるような形になりました。特に今月の13日から脱マスクに向けて、本当に日常生活が進んでいくという形になるかと思われまます。

そこで、本町においてコロナ感染者数、今までの本町の累計、どのぐらいの方が感染されたのか。次に、今年に入ってからコロナ感染者の数はどのぐらいいたのか。この辺お伺いしたいのだけれども、発熱外来においた中で、これについては、コロナ感染者またはインフルエンザ、風邪のほうに区分けされると思いますが、その辺の受診状況についても分かればお願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員も御承知のとおり、令和4年9月25日をもって国の全数調査が終了しまして、以降は65歳以上の方や妊婦など、医療機関から発生届けを提出しなければならぬ陽性者数が各自治体の陽性者数として発表されることになりました。

したがいまして、当町として把握できる人数につきましては、診療所で検査を行い、陽性と診断された人数となりますのでどうか御了承いただきたいと思ひます。2月末現在の感染者数の累計につきましては、全数調査終了時点で319名、令和4年9月26日以降で125名、合計444名ということになります。

次に、最近の感染者状況であります、診療所において陽性と診断された人数は、1月が9名、2月が3名ということであります。

次に、発熱外来の今年に入ってから受診状況につきましては、1月が32名で、うちコロナの検査を行った方は14名、インフルエンザの検査を行った方は1名、両方の検査を行った方は16名、血液検査や投薬のみの方1名となっております。2月は22名で、うちコロナの検査を行った方は3名、インフルエンザの検査を行った方は7名、両方の検査を行った方は9名、血液検査や投薬のみの方は3名となっております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） コロナ感染者数が減少しているからといえども、感染すると、なった方に聞くと後遺症が残ると聞いておりますので、十分に皆さんにおかれましても気を許すことなく、気をつけて日常を送っていただきたいと思ひます。

それでは、次の地域医療について3点ほどお伺いいたします。

地域医療も保健福祉と連携いたしまして、専門スタッフの下で、医師を先頭に地域密着型医療体制が本町においてもしかれております。特にこのような小さい町においては、なかなか専門分野のスタッフを募集しても来てがいないと。そのためには、受入れ側の働きやすい職場環境づくりも重要視されてきていると思われまます。

また、現在、従事されている皆さんの協力も当然必要でありまして、先だって広報の中で、新規採用になってよかったと思われましたら、残念なことに、理由は存じ上げませんが、退職の記事でございました。何とかこの陸別に根づくようにチームワーク、このチームワークというのを辞書を引きましたら、同じ仕事を連帯と連結をもって行動すると書いてありました。昨日も同僚議員からも議員評価の中で議論されておりましたが、私も同感で、ぜひ職場間で助け合いの心を持って盛り上げていただき、これはどの課においてもそうですが、チームワークをもって縦横のつながりの中、明るく挨拶をもって住民サービスに心がけていただきたいと、昨日の話の中で思ったわけでございます。

話がそれましたが、地域住民が安心して住み続けられる町、それはやはり第1に地域医療の充実でなかろうかと私はそのように思っております。

そこで、発熱外来についてですが、今は感染数も少ないと思いますが、65歳以上の方については、当然国の基準の中で受け付けされていると思いますが、そこで、65歳未満の方についての発熱外来の診察、本町ではどのように対応されているのか。聞きましたら、ある町民のかたより、65歳未満の方が熱が出て、診察もしてもらえず、結局近隣の病院へ駆けつけ、同じ状況の中でもすぐ対応してくれたという話を聞いております。その話の中に、ほかの方からもそういう話を聞いております。当然医療行為、診察基準があるといえども、よそでできて本町ではできないのかと、これはちょっと地域医療体制として考え深いものがあると思われまます。その辺についての考え。

次に、本町では週一度夜間診療、訪問診療及び訪問看護の取組をされておりますが、現状のについてちょっとお伺いしたいと思います。

最後に、通常並びに緊急時における診察の中で、経過観察入院等について、これは私は当たり前だと思っておりますが、その状況については可能な状況にあるのかどうか、この3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、発熱外来の基本診療と65歳未満の対応についてなのですが、病棟の6号室と廊下を改修しまして、別の導線を確認して発熱外来を開設しております。町内のコロナ感染者数が多くなかった当時は、一般外来診療と同様に対面での診療を基本としておりましたが、11月後半からコロナ疑い患者が急増したこと、同時期に町内の高齢者施設で感染拡大の兆候が現れていたことから、11月28日からは、国や北海道の方針に基づきまして、65歳以上の方、妊婦、重症化リスクの高い疾患をお持ちの方を発熱外来の受診対象者とさせていただきます。64歳以下の方については、原則御自身で用意した抗原検査キットによる検査をお願いし、陽性となった場合は北海道陽性者登録センターに連絡するよう協力を求めてまいりました。インフルエンザの流行が懸念された1月下旬からは、家庭内にインフルエンザ罹患者はいるかどうか、そのようなことを看護師が聞き取り、いらっしゃる場合は発熱外来受診、いない場合は

御自身での抗原検査をお願いした上で、陰性であれば発熱外来の受診につなげるという流れを原則としております。

この間、町民の皆さんには、議員おっしゃったことも含めて、大変御不便をおかけしておりますが、引き続き御協力をお願いしたいと考えているところであります。

次に、夜間診療と訪問診療及び訪問看護についてであります。夜間診療につきましては、毎週火曜日の午後5時から午後6時半までの間開設しているところであります。令和4年度の受診者数につきましては、2月末までに43日開設、延べ869名の方が受診されております。また、現在の訪問診療利用者は1名、訪問看護利用者はゼロ名ということであります。

次に、診療後の経過観察入院についてであります。時間外に受診された方、特に夜間緊急搬送された方に多い事例であります。継続した点滴治療、また、病状観察が必要な場合など、あくまで医学的管理が必要と医師が判断した場合となります。経過観察のために入院していただくことがあると聞いているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今お話を聞きましたので、総合計画の中でも患者数の需要増加の取組、また、高齢化に伴う医療需要の取組、施策の中で提案されていますので、まずは、今感じるころは、陸別には入院ベッドの数がありますので、ほかの病院へ持っていけないような体制づくり、また、体に障害を持った方より、できればハビリについても何とか地元でできないかという声も聞いております。町長が言う、小さな町だからこそできることがあると思いますので、手の届くところに今後とも差し伸べていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、野尻町長への質問を終わります。有田教育長に、コロナ禍における学校教育について伺います。

学校教育においても、2020年よりコロナ感染症と向き合って、授業等について取り組まれてきております。方針については、第6期総合計画や第9期社会教育計画の中をベースに施策された中で活動され、その中で、令和元年度より本町においては、小中一貫校に向けた活動もされております。

そこで、学びをつなぐ学校づくりを目的に、地域全体で学校体制づくりをしていくということで、このとき地域学校協働本部や学校運営協議会などを立ち上げ、その中で小中一貫校も進められてきております。この本部や協議会の設置における活動効果と、今行われている小中一貫校の現時点での進捗について伺います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） それでは、学校教育の充実の中で、地域学校協働本部、それから学校運営協議会、それから小中一貫校、3点について私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、地域学校協働本部につきましては、一般的に幅広い地域住民等の団体が参画

し、緩やかなネットワークを形成し、地域学校協働活動を推進する体制のことを言います。今言いました地域学校協働活動とはということですが、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互に連携・協働して行う活動とされています。

当町につきましては、特に、各小中学校で授業等に係る外部講師の決定だとか調整等を行っております。従前は、学校で実施していた状況もありましたけれども、なかなか学校の中で地域の人材活用、目に見えないところもありますので、ここにつきましては、地元である地域の皆様の中で執り行っていくことがいいだろうということでもありますけれども、ただ、陸別的には、なかなか民間の団体活動も十分ではないということでもありますので、現状では、教育委員会の事務局職員がコーディネーターとしてその役割を果たしているという状況であります。

ちなみに小学校では、水泳指導、毛筆指導、読み聞かせ、食育、中学校につきましては、主に土曜授業等でありまして、交通安全、薬物防止、行政相談、ヒップホップ、ネットトラブル防止、キャリア教育、また、町長の講話、ふるさと教育などに取り組んでいるところであります。

この活動効果につきましては、子どもたちの健康と安全については、自らが守ることを意識させ、いろいろな体験をさせることによって、将来必要な資質・能力、社会に参画できる力を身につけさせ、ふるさとへの誇りや愛着、思いやりの心など、豊かな教養に基づく社会に貢献できる力を育てることを願い、取り組んでいるような状況であります。

2点目、学校運営協議会でありまして、こちらの目的は、地域住民、保護者等の学校運営への参画、支援、協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにあります。これにより、学校と地域住民との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としています。

この協議会は、教育委員会が任命する10人の委員をもって組織しています。会議内容については、年度初めに学校運営の基本方針を各学校長から解説していただき、それを承認します。その後、学校運営について意見をいただきます。今年度の会議は、3回開催をベースとしていますが、過去は、新型コロナウイルス感染症の影響で書面会議となるなど、協議会の開催にも影響が出ているところであります。

また、地域の特性に合った事業の取組が十分にはできておらず、地域が学校の応援団となる取組を構築していきたいと考えています。

活動効果につきましては、まだ期待できる取組には至っていないと感じていますが、学校運営協議会だよりの発行やホームページを活用して、町民への周知と活動への理解を深められるように今後も取り組んでいきたいと考えております。

小中一貫の進捗状況についてであります。

はっきり言いまして、コロナ禍で思うように展開できなかった活動であるというのが

実感であります。しかし、中学校から英語、数学、体育、音楽教員の乗り入れによる授業を行うなど、専門性を生かした教育活動を展開しています。また、英語、数学、漢字検定の全額助成を行うなど、意欲的に資格取得に挑む児童生徒を支援しています。それらの結果、各検定試験において、学年で履修する内容よりも上位の資格に合格する児童生徒も出てきてきました。また、小学校6年生の体験登校は、他町村ではなかなか見られない5時間を2日間、プラス部活動体験を行うなど、円滑な校種移行が行えるような体制づくりに努めています。

また、教職員の研修については、先進地域への視察研修や研究会への参加などほとんどできない活動もありました。しかし、ICTを活用して、小中学校双方の校内研修を共有するなど、制限のある中においても前に進められるような工夫をしながら展開しているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今お話聞きましたので、引き続き、活動の中で児童生徒がベストな環境の中で学びやの学校づくりに今後も期待していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりましたので、コロナ禍における学校教育、生活全般についてお伺いいたします。

先ほどもお話ししましたように、いまだかつてコロナ感染症は収束を見ず、ゆっくりと緩和の足取りを見せながら、今月13日より脱マスク、そのような環境の中で、学校においても複雑な選択の中に置かれていると思います。

実は、ちょっと別な話なのですがけれども、私、大変うれしいことがありまして、夏、中学生の方は自転車登校されたりしております。横断歩道とかを渡るとき、子どもが1回止まって挨拶をして、通りすがったらまた挨拶してくれる。本当にこれはすばらしい生徒方で、こういう方が陸別を担ってくれるのかと思ったら、本当に自分もさわやかな気持ちで、うれしい気持ちになりました。ぜひこういう礼儀正しい生徒づくりも今後続けていっていただきたいと思っておりますので、余談になりましたが、お話しさせていただきます。

先ほどの話にありましたように、コロナ禍の影響によりまして、学習面または学校生活、生活習慣などが変わる中で、教育方針、教育目標など非常に進捗についても影響を及ぼされたのではないかと感じております。特に有田教育長におかれましては、就任前後においてコロナ禍のど真ん中という経過の中で、収束道半ばでございますが、そこで、有田教育長には、学校教育、環境整備または健康教育全般を通して、現時点での教育長の評価について、どのように思われたのか、このことを最後にお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 小中学校の児童生徒につきまして、まず、お褒めの言葉をいただきまして誠にありがとうございます。

まず、現在、陸別町には陸別小学校と陸別中学校が設置されております。入学当時の児童生徒数なのですけれども、小学校、令和元年度におきましては107人、令和4年度につきましては89人です。陸別中学校の生徒数は、令和元年度40人、令和4年度は49人です。小中学校の児童生徒数全体では、この4年間で9人の減少というような状況であります。

このような中の学校教育の取組につきましては、毎年度、教育行政執行方針に基づき、各学校長の運営方針に沿って、学力の定着、体力の向上、豊かな人間性、社会性の育成に取り組んでいるところであります。

令和元年度からこの4年間で振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、令和2年2月28日には、北海道は緊急事態宣言を発令しました。陸別小学校、陸別中学校につきましては、前日の2月27日から臨時休業が始まり、その後数回の臨時休業の延長を繰り返し、その年の3月25日から3月31日までは自習期間とし、そこで令和元年度を終えました。令和2年4月8日、入学式から学校が再開されましたが、4月20日から5月31日まで、再度臨時休業となりました。その後、長期の臨時休業はありませんでしたが、学校では三つの密を避ける、人との間隔が十分取れない場合のマスクの着用及び手洗いなどの手指衛生など基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を導入するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障してきたところであります。

私なりの総括といたしましては、各行事においては保護者、地域、御来賓の皆様の来場制限など、活動を御覧いただけなく心苦しい場面も数多くありました。給食も仲間と楽しく会話を弾ませながらという風景は全くなくなってしまいました。また、部活動においては、大会への参加を見送ることや大会そのものもが実施されないなど、頑張ってきた成果を発揮できず、悔しい思いをした生徒たちもいました。さらに、臨時休業などを行うなど、学習の進捗に支障を来しかねない時期もありました。コロナ禍を機に全国的に不登校生徒が増加し、本町でも同様の傾向が見られています。しかし、各団体、各企業からの御厚志と地域の皆様の御理解と御協力、保護者、各家庭の支援のおかげで学校教育活動を展開していくことができました。

学校教育は、授業時数をこなすだけではなく、クラスのみんなと一緒に協力する学校行事とか運動会、学習発表会、修学旅行など、子どもたちにとってかけがえのない思い出であり、教育の場だと思えます。コロナ禍のため、制限や制約が多く、子どもたちには大変申し訳ないという思いはありますが、その中でも学校関係者が努力を惜しまず、創意工夫を繰り返しながら、子どもたち、保護者の理解の下、子どもたちの学びの足跡が少しでもよい思い出として残せたと感じていただければ幸いかと思っております。

今後とも地域学校協働本部、学校運営協議会等を通じ、地域と学校の連携・協働を一体的に推進していくことに対して御理解と御協力をお願いしたいということと、これからもそれに向けて推進して頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時10分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、通告に従いまして、今日は、防災の備え及び情報通信技術の活用による豊かな暮らしを求めてにつきまして、町長にお伺いいたします。

それでは最初に、防災の備えについて取り上げさせていただきます。

住民の安全・安心な暮らしを守ることがまちづくりの一丁目一番地であることは申し上げるまでもないことでありまして、このことにつきましては、これまでの一般質問の中でも五、六回ほど取り上げさせていただいておりますし、同僚議員においても数多くただしているところであります。

当町において、防災の備えとして最も身近に思い浮かびますのは、浸水害と土砂災害への対応ということになるかと思いますが、近年はそれらの自然災害だけではなく、災害対策基本法の災害の定義には含まれないものの、感染症の広範な感染拡大や他国からの飛翔体の飛来なども大きな脅威になっております。

また、震災の危険性においては、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の現実味が増してきていて、十勝管内の全市町村がその被害想定区域になってはいるものの、当町は、その直接的な被害というよりも二次的被害となる停電への対応は、事業者においては、自家発電装置等の緊急対応措置が進んでいるようではありますが、通常的生活の中では、オール電化のライフスタイルが普及しつつある状況下で、家電製品の使用が不可となるなど、特に厳寒期の暖房の確保においては重大な危険性をはらむこととなります。

今日は、これらの被災を最小限に抑える日常の備えについて、これまでの質疑に重複することになりますが、伺ってまいりたいと思います。

今日のテーマであります防災の備え、それは、令和2年3月に策定されました当町の強靱化計画に通ずるものと考えております。自然災害に対する脆弱さを見詰め直し、強靱化を図ることによって、今後想定される大規模自然災害から住民の生命・財産を守り、社会の持続的な成長を実現することなどを目的にしております。

この計画を策定する背景として、国においては、平成23年に発生した東日本大震災の際に露呈した不測の自体における社会経済システムの脆弱さに対する備え、国家的な重要課題として捉えられるに至ったことを踏まえて、平成25年12月に、いわゆる国

土強靱化基本法が施行され、引き続きこの基本法に基づく国土強靱化基本計画が策定されておりますし、北海道においても、国の基本計画策定を受けて、強靱化を図るための地域計画として、北海道強靱化計画を平成27年3月に策定しております。

この強靱化計画、自然災害等への対応という点では、御承知の地域防災計画と共通することになりますが、強靱化計画が、あらゆるリスクを見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪の事態に陥ることが避けられるような行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするものとされる点では、個々の災害を特定して、そのリスクに対応する計画とされる地域防災計画とは異なる位置づけになっております。

そのようなことで、今日はどちらかといえば強靱化計画に近い立ち位置で質問を構成してまいりたいと思っております。

最初に、浸水・土砂災害の備えについて伺います。

最近の事例として思い起こされますのは、平成28年8月17日から僅か半月の間に三つが上陸し、一つが再接近する異常な事態となった台風被害ではないかと思えます。当町においても利別川の水位が急上昇して氾濫危険水位を越え、流域に住まわれる世帯の一部に避難勧告及び避難指示が出されました。また、同月24日未明には、町内栄町の国有林地の土砂が崩落し、近くに居住する民家の物置一棟が全壊する被害が発生しております。いずれも人的被害のなかったのが救いと言わざるを得ない状況でありました。

ちなみにこのときの気象庁のデータによりますと、この8月17日に北海道に上陸した台風以降9月9日までの町内観測所における累計降水量は平年の4倍を超える400ミリ超を記録していたということであります。当町の年間降水量は、この時点でおおむね800ミリ程度と言われておりますので、いかに異常な状態であったかということでもあります。

当町の地域防災計画には、重要警戒区域として水防区域が7か所で、さらに市街地における低地帯の浸水想定区域2か所、地滑り危険区域10か所、急傾斜地崩落危険区域13か所、土石流危険区域59か所となっており、特に市街地にあっては、その大部分が浸水想定区域及び山地災害危険地区もしくはその隣接地とされております。

当町におけるこのときの台風による利別川の水位上昇に伴う避難勧告は、午後11時05分の発令となっていて、21世帯46人に対して避難勧告したところ、6世帯13人が避難したとのことでありました。

先ほど申し上げました重要警戒区域に関する災害危険区域現地調査実施要領に基づく調査の実施について伺っておりますが、崩落のあった栄町地区の土砂災害を踏まえて、北海道に対して、早期に基礎調査を実施し、警戒の指定区域を明らかにするとともに、急傾斜地の直下に民家のある地区があるため、恒久対策としての治山事業の実施を要請しているとのことでありました。その後、この崩落箇所については翌年度に調査が終了していて、著しい被害のおそれのある区域と判断されており、平成30年度には保全工

事が施工され、さらに令和元年度の大規模な補修工事に至っております。

ここからが質問でございますが、基礎調査の結果、調査した26か所全てが土砂災害警戒区域で、うちこの崩落箇所を含む12か所は土砂災害特別警戒区域ということで、今後の住宅等の建設において、一定の条件が付されることになるため、何らかの形で町民にお知らせの考えを示されておりましたが、その後どのように対処されたのか、まずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、町内では26か所の土砂災害警戒区域がありまして、そのうち12か所が特別警戒区域に指定されているわけでございます。その内訳として、急傾斜地の崩壊が11件、土石流が1件となり、北海道が令和3年3月に指定しております。道の区域指定の前に、該当地区や土地及び建物所有者には、区域の指定についての説明を実施しており、ハザードマップや地域防災計画についてもホームページ上に該当地区を公開しているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、質問を続けます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束に至らない状況下で避難所を運営することになれば、避難所スタッフの確保が大きな課題になりますが、これまでの質疑の中で、自主防災組織の設立に言及されておりました。約3年ほど前になりますが、総合防災訓練の後にお伺いした際には、その時点では、いまだ設立には至っていないが、設立に向けた検討を進めていかなければならないとの考えを示されるとともに、避難所の運営については、必要に応じて自治会やボランティア団体の協力を得る必要があるとの考えを述べられておりましたが、その後、具体的な動きになっているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 避難所の運営を担えるような新たな自主防災組織については、まだ設立には至っておりません。自主防災組織は自発的に設立し、行政とともに避難所運営等を担う組織となっただけのが本来であります。当町のような小規模自治体には、高齢化による人材や労力不足の問題で新規の設立は難しい面もあります。

災害時には行政だけでは対応し切れない場合も想定されますので、既存の自治会や各組織との協力、各団体との非常時災害協力協定の締結等、様々な方法で備えていかなければならないと考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 地域防災計画では、災害発生時の被害を最小限に抑えるには、防災関係機関の活動とともに、地域住民及び事業所等による自主的な防災活動が極めて重要としておりますし、この部分につきましては、町長の今の答弁でも、同じく認識されていると考えております。

同様に、災害時における要援護者に対しては、地域住民の協力の下に避難させるとしていることから、自主的な防災組織の育成と支援の必要性につながるものと思っております。

また、災害発生時等における情報伝達方法につきましては、広報車、防災行政無線及び戸別訪問による伝達方法が有効としつつも、広範囲の伝達方法については、今後、有用な方法を検討したいとしておりました。しかしながら、防災行政無線の全戸聴視体制を確立するための戸別受信機を設置することにつきましては、前議会定例会においても同僚議員がただしておられますし、私自身もテレホンサービスの実施及びパソコンや携帯電話のメール機能で防災行政無線の放送内容を配信するサービスを行ったり、屋外拡声子局に文字表示装置を設置して難聴者に対応している自治体があることを幾度か申し上げさせていただきましたが、経費負担の事情で難しいとの認識が示されておりました。この経費負担の件につきましては、国は、2019年度補正予算で整備を支援しておりましたし、さきの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てて整備した自治体もあったように聞いておりますが、当町は、この交付金の使途に、それに勝る、必要性の高いものがあつたのだろうと理解しております。せめて避難場所に指定されるような公共施設や社会福祉施設などには設置を検討いただきたいと思いますと思っておりましたが、残念であります。

浸水・土砂災害のリスクとして、地球温暖化の増進に伴う異常気象の原因とされる温室効果ガスの発生抑制を目的とする脱炭素の取組が急がれる中で、一人一人が当事者意識を持って、従来規模とは異なる防災への備えを考えなければならない状況になっていると思っております。

加えて、現在の防災体制やインフラの治水対策は、地球温暖化の影響までは想定していないと思っておりますし、少子高齢化や災害弱者と言われる方々の孤立化に伴い、地域の防災力も低下していると思います。

それでは、質問を続けさせていただきますが、大規模停電の備えについて伺います。

冬期の長時間にわたる停電が防災の備えとして重大なリスクになることを冒頭でも申し上げましたが、記憶に新しい昨年12月23日午後から紋別市などオホーツク管内を中心に続いた暴風雪に伴う大規模停電は、翌24日午前になってようやく大半の地域で復旧作業が終わったということで、北海道によりますと、23日夜には最大約2万6,200戸に上ったということでもあります。今回の停電は、湿った雪の重さに送電線の鉄塔が耐えられずに倒壊したことによるもので、この降雪は、当町においても23日から24日にわたって60センチ以上の積雪深を記録していたと思いますが、幸いに除排雪には難儀しましたが停電には至らずに、大きな被害もなかったように聞いております。

なお、このような積雪による鉄塔倒壊は、10年ほど前にも道央の登別市付近でも発生していて、その後、電線への着雪を減らす対策が取られていたとは思いますが、またも想定を超えた暴風雪になったものと思っております。

真冬の停電は、食料品確保と同時に防寒対策が必須でありまして、お話ししましたオホーツク管内を中心にした大規模停電の際にも非常用ポータブルストーブを入手できなかったり、灯油や自家用車内で避難しようとする方々がガソリンを求めて、ガソリンスタンドには長蛇の車列ができたということでもあります。

重ねて申し上げますが、今回の暴風雪被害を含めて、当町では、厳寒期の大規模停電被害がこれまでにあったのかどうか、私には記憶がないのでありますが、思い起こしますと、平成30年9月6日の未明に発生した胆振東部地震の際には、道内の全域が停電となる、いわゆるブラックアウトと言われる未曾有の事態に至ったもので、停電後、町内の全域に電気が行き渡るようになったのは、発生から1日半ほど経過した7日夕刻になったのは記憶に新しいところであります。

また、停電事故については、遡って平成25年10月16日に発生した台風の影響による季節外れの大雪で、国道242号線が小利別・置戸間で17時間余り通行止めになったほか、道道訓子府線及び道道津別線においても最長3日間ほどが通行できない状況になりましたが、併せてこの台風被害による停電も発生しております。

消防庁は、寸断されたライフラインの復旧や外部からの支援が入るまでの目安の時間を3日72時間としていて、各自治体に72時間分の燃料備蓄を求めております。さきにも申し上げましたが、当町が被ったこれまでの大規模停電の発生が厳寒期ではなく、暖房の問題が逼迫したものではなかったのが救いでありましたが、これが厳寒期の発生となれば、今や住民の多くが暖房に灯油を使用している状況において、生活に支障を来す高齢者や障害者などは一時避難が必要になります。

当町の強靱化計画には、リスクシナリオに対応して補強すべき施策として、積雪寒冷を想定した避難体制等整備に言及されております。今年は、3年ごとに行われている総合防災訓練の実施が予定されると思いますが、それをどのように具体化するのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように今年は3年に一度の総合防災訓練を予定しております。内容、また、開催時期を含めて、現在、関係機関と調整を進めているところであります。前回までの総合防災訓練の課題や問題点を踏まえて、効果的な総合防災訓練を実施する必要があると思っております。

また、避難体制整備といたしまして、持ち運び可能な暖房機、また、燃料、毛布、断熱マット等を備蓄しており、冬期における災害対策に備えているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 当町の強靱化計画に掲げられた電力の安定供給に向けた連携体制の確立に関して、小利別・留辺蘂間の複線化、足寄線、津別線も含めたループ化については、トラリ地区、トマム地区、上陸別地区の一部は、逆送によりバックアップされ

ることになっているが、複線化及びループ化などの送電線供給体制の強化が必要と認識しており、関係機関への要請を続ける必要があるとしておりましたが、現在までの対応状況をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 電力の安定供給につきましては、町としまして、長年北海道電力に要請してきているところです。現在、小利別と陸別市街地の送電線の複線化は、2015年に完了しております。この区間は以前から停電の原因が頻発していた区間であります。また、留辺蘂から置戸区間については、工事に着手中でありまして、計画的に強化を図っているとのことでもあります。足寄町や津別町を経由しての配電線の連携についても、津別・陸別、これは2014年から、置戸・小利別、2011年から、足寄・陸別、2013年からと、市街地の一部については電力の融通を受けることが可能となっております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁で、改善に向けて進められているということをお聞きいたしまして、一朝一夕にはなかなかならないわけではありますが、心強く思っているところであります。

次に、Jアラートが吹鳴した際の対応方法について伺います。

国が2007年、平成19年に運用を開始したJアラート、これは人工衛星と市区町村の防災行政無線を利用して、緊急情報を伝えることができる全国瞬時警報システムの通称で、有事の際に政府から国民に対して速やかに情報伝達することを目的にしております。

運用開始後、2014年、平成26年4月時点で、全国1,741自治体の全てに導入が完了。Jアラートの自動起動装置につきましても2016年、平成28年5月時点で導入が完了したとされております。

Jアラートは、気象庁が作成する気象関連情報と内閣官房が作成する有事関連情報に大別され、気象関連としては、特別警報や気象注意報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報など、地震や津波、火山噴火等に関する19種類の警報や注意報、有事関連としては、弾道ミサイルや大規模テロ情報など5種類の情報が対象になっていると言われております。それらの情報について、防災行政無線を自動起動するかは市区町村で決定できることになってはいるものの、津波情報と気象等の特別警報、噴火警報、緊急地震速報及び有事関連情報については自動起動が原則とされておりますが、当町はどのように設定されているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） Jアラートの設定についてでございますが、気象災害等については、各町で自動起動設定できるようになっております。当町は震度4以上の地震の場合、自動起動となり、これは愛の鐘で放送されるように設定をしているところであります。

す。震度4の基準は、地域防災計画に定める第1非常配備となりまして、関係職員の登庁が発生するレベルとなります。

また、有事関連についてのJアラートは、内閣官房の指示を受けた消防庁からの操作により、自動起動の操作がされているところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 防災行政無線が自動起動するのは、原則として、ただいま町長が答弁されましたように、気象災害等でありまして、その対象地域のみとされておりますが、有事関連情報については、その特殊性と拡大可能性の大きさから、広域対象地域以外の地域についても、通知伝達地域及び参考情報地域として防災行政無線が自動的に起動されておりますが、当町において、運用開始からこれまでにJアラートが吹鳴したのは、試験放送を除いてどれくらいあったのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） Jアラートの過去の発出状況については、北朝鮮からの弾道ミサイルが北海道上空を通過したことにより、北海道が対象地域となり、1回目が平成29年8月29日、2回目が同じ年の9月15日、3回目が令和4年10月4日、合計3回発出されました。

平成29年時は、防災行政無線一斉放送との自動連携が整備されておりましたが、その後、Jアラートから防災行政無線の自動連携、自動起動を整備し、現在に至っております。

令和4年10月4日のJアラートが防災行政無線を自動起動し、町民周知できた初回ということになります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、Jアラートが鳴ったらどのような行動を取る必要があるかということでもあります。

飛翔体の飛来やテロなどの有事警報の場合は、差し当たっては、当該地域にいる人々に対して、警報と同時に屋内退避勧告も伝達されるとされておまして、頑丈な建物や地下への避難が原則となっておりますことから、爆風被害を抑えるために有効とされる地下施設を緊急一時避難施設に指定している自治体もありますが、当町はどのような避難指示を発令することになるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 当町では、国民保護法によりまして、避難措置の指示があった際の避難実施要領を作成しております。これは、弾道ミサイルによる避難措置の状況等を速やかに報告し、国及び道と迅速に連絡調整を図ることを目的としているものであります。

また、スクールバス乗車時におけるJアラート発出時の対応については、関係部署と

協議し、町民周知しているところでございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの町長の答弁にオウム返しすることになってしまいましたが、全国瞬時警報システム－Jアラートであります。これは、ただいま答弁にありましたように、いわゆる国民保護法の施行に伴うものと理解しておりますが、それに基づく当町の国民保護計画の冒頭には、この計画策定の趣旨を「陸別町は住民の生命・身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、陸別町の責務を明らかにする」と、そのようにしております。そして、計画が対象とする事態には、弾道ミサイル攻撃やゲリラ等の攻撃を中心に据えておりますので、行政の責務としてその対応は必須のことです。

それでは、続きまして、BCP－事業継続計画について伺います。

BCP－事業継続計画とは、内閣府のガイドラインによりますと、大地震等の自然災害、感染症の蔓延、テロ等の事件、サプライチェーン、これは今は一般的に普及している言葉であります。製品が手元にするまでの原材料の調達から販売まで含めた一連のプロセスであります。この供給網の途絶、突発的な経営環境の変化など、不測の事態が発生しても重要な事業等を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことで、冒頭でも申し上げましたが、近い将来に高い確率で発生が懸念されております我が国周辺の巨大地震を初め、年ごとに激しさを増している台風、豪雨、土砂災害、さらにはコロナウイルス感染症の感染拡大など、様々な緊急事態に対応できる備えが求められております。

2年近く前になりますが、当町の強靱化計画の進め方について、町内外における行政機能の大幅な低下やサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞などのリスクシナリオについて、その事態回避に向けて推進する施策に関する行政機関としての業務継続計画の策定及び町内民間事業者等の業務継続計画の策定を推進することの具体的な対応方針を伺っております。

これに対しまして、「道の経済産業局が指導して、中小企業のBCP策定支援の取組が進められておりますが、本町におきましても商工会の支援により数社が既に策定済みと聞いております。また、JAも作成しているということでもあります。今後も国、道の動向を見ながら、情報提供など必要な支援を進めていきたい」と、そのように答弁されておりました。そして、同時に、「消防を含む行政機関としてのBCP、これは役場庁舎や消防庁舎等が被災した場合、さらには、行政が業務を委託しているじん芥収集業務などの住民の日常生活に密接に係る業務の遂行が困難になるなどの事態に至った場合について、どのように対処するかについては、日頃から十分に打合せをし、対応できるよう努めていかなければならないと考えておりますが、今のところそれらの整理は行われておりません」との答弁でございました。現在までにどのように対応されたのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町の行政事務、庁舎についての業務継続計画、いわゆるBCPにつきましては、現在、コロナ禍の感染症拡大時に対応する業務継続計画がありますが、災害時のBCPは未策定であります。地域防災計画におきましては、災害発生後早急に業務を再開できるよう業務継続計画の策定、運用を定めております。

当町では、令和4年度は、地域防災計画を改訂し、令和5年度中に、災害時の庁舎業務におけるBCPを策定し、重要な行政サービスの維持、継続を図る必要があると考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） このBCPの今後の策定計画につきましては、ただいま答弁がありましたように、地域防災計画を肉づけしていくような方向で、災害時にあっても早期に業務が再開できる体制を整えると、そのように答弁を理解しております。

これは一つの事例ではありますが、2021年度の介護報酬改定において、このBCPの策定が義務化されることになり、3年の経過措置期間を経て、2024年4月1日からは全ての介護事業所において、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制の構築が求められるとともに、備品の確保、必要品の備蓄等を記載して、実際の備えに取り組まなければならないとされております。このことは、介護事業所や医療機関等は、有事のときこそ、むしろサービスの提供等が求められる事業であるとの観点からの政策であります。地域で災害が発生した場合には、その対応のために業務量が確実に増えますし、一方で、スタッフも被災している場合もありますので、これを履行するのは至難のことと思っております。町としては、社会福祉法及び介護保険法等に基づいて行われる事業の運営指導等において、北海道などとともに、それらの取組状況等を確認していくことになると思っております。いかがお考えか、お伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど議員も少し触れられておりましたが、現在、町内各事業所では、国が示すガイドラインに基づきまして、必要なサービスが継続的に提供できるように計画化、また検討されているものと、そのように推察いたしております。

町としては、運営指導とは別に、各事業所の事業継続計画がどのような内容で構成されているか、また、一事業所だけでは賄い切れないところはどのような場面、また、事象なのか、互いの連携が必要なのかを協議することが必要であることから、高齢者サービス調整会議等で広く共有する方向で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほど町内のBCP策定の状況としては、商工会の支援によって数社が既に策定済みとのことでしたが、令和元年7月16日に、中小企業の事

業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律、いわゆる中小企業強靱化法が施行され、大規模災害時等における事業の中段を阻止する体制の整備に補助金が交付されることになったことや、税制に優遇制度が設けられたことが奏功しているものと思っております。

一方、自治体としてのBCPの取組について、これは、ただいま町長の答弁にまた重複することになるかと思いますが、当町においても何らかの体系化されたものがあるのだろうと思いますが、有事に当たっては、民間事業者のBCPの実施を支援する体制を整えておくことが重要であると思っております。具体的には、強靱なインフラの維持、整備は行政の専管事項でありますし、実際に地域が被災するに至った場合、これまでに述べさせていただきました介護事業所や民間事業者だけでは、いかにBCPを備えていたにしても対応は不可能であります。官民連携の取組をコーディネートするのが行政としての最も重要な業務になるのではないかと思います、いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 災害時の業務継続計画の作成については、町としての体系化されたものはございません。各事業体のBCP作成に際し、国のガイドラインやひな型等が参考になるものと考えております。BCPについては、災害発生時に適切な対応を行い、迅速に必要なサービスを継続できる体制にすることが目的となります。実際の災害は、単独の事業体のみならず、広範囲となるため、各事業体のBCPのとおりに対応できない事態も想定されますので、町としては、要望があれば各事業体のBCP策定時のアドバイスや情報提供、関係機関との調整などの連携を含めたサポートをする必要があると考えているところでございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、本日通告しておりましたテーマの二つ目になります。情報通信技術の活用による豊かな暮らしを求めてについて伺います。

情報通信技術、今やICTという表現が一般化しておりますが、その急速な進化に伴い、スマートフォンやタブレット端末などが幅広く普及し、日々の生活スタイルにも大きな変化が見られておりますが、一方で、この流れに取り残されている、いわゆる情報弱者の存在もあらわになっております。

自然災害や有事などの緊急時には、ICTによる高い情報収集能力があれば状況を的確に判断できるため、適切な対応を取りやすくなる一方で、情報弱者は自らの状況を把握しづらいことから、緊急時の対応遅れで被害を受けることが懸念されております。ICTだけではなく、ITやAIという言葉も耳にすることが多くなっていて、それぞれに固有の定義があるのですが、残念ながら私にはそれを使い分ける見識がありませんので、今日は、広い意味の情報通信技術として、ICTという表現を使わせていただきます。

私自身既に高齢者の仲間入りをしておりまして、今後、心身共に衰えていく中で、ここの生活を維持するには、何が不安かを考えてみますと、これは私の場合ではありませんが、今後、自家用車の運転ができなくなった場合を想定して、移動の手段、買物、医療の受診、そして公私にわたる事務手続、最低でもこれらのめどはつけておかなければならないと思っております。肉親が近くにはおられない方が増えて、また、地域との関係性もだんだんに薄れつつある中で、生活を維持するには、科学の技術に頼らざるを得ないのではないかと思っております。そのような視点で、町自体をそれに対応したものにつくり変えようとする自治体の取組が既に始まっております。

しかしながら、そのような壮大な事業を一朝一夕で成し遂げられるものではありませんし、また、地域的な課題でもあります、それらのサービスに対する民間事業者の参入が望めないことから、結局たどり着くのは行政サービスの一環としての取組に期待するしかないのでありますが、その期待を受ける側の町としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の御質問のとおり、当町は高齢者比率が高くて、また、家族が近くにおられない単独家庭が年々増加しております。高齢者世帯が最後まで陸別町で安心して暮らしていただくことは、まちづくりにおいて大変重要な課題だと思っております。

I T技術を活用した遠隔地からの家族による見守りが可能となれば大変便利であり、高齢者の方はもちろん遠隔地の家族の方も安心でき、この町に長く住んでいただくことができます。この遠隔地からの見守り分野では、高度なI T技術を活用した多くの技術が日々生み出され、個人利用を想定した安価で小規模なものまであります。

現在、町全域で計画している新たなサービスはございませんが、町としては、最新の情報収集に努め、地域社会の連携を必要とするアナログ的な従来の対策と、I Tを活用した効果的な方法を併用しながら、町民が安心して末長く暮らしていけるまちづくりを目指す必要があると考えているところでございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した新たな生活様式として、人の移動が伴わない情報交換、情報共有の仕組みが重用されるようになって、テレワークやリモートワークの一般化による、勤務地を問わない就業形態も可能になりました。

また、当町におきましても、先進技術と言えるかどうかは別として、独居の高齢者等世帯に対する緊急通報システムや人感センサーを用いた安否の確認、また、町内一律の定額料金で対応するタクシーによる移動支援などの生活サポートが行われております。さらに、I C T機器を活用することで様々な可能性が生まれてきますが、それには、それを利用できるようになる当人の努力も必要になることを自覚しなければならないと

思っております。AIやICTを活用した生活のサポートに対する町の受け止めをお伺いしましたが、既に取り組まれている他の自治体の例を参考に、期待を込めて町長のお考えを伺います。

最初に、先ほども申しあげました今後の生活維持の手段において最も重要なものとなる移動の支援について、当町が実施しておりますデマンド型乗合タクシーの運行からスタートしまして、現在は、先ほども申しあげましたように、定額の料金でタクシーで対応しております地域内交通対策事業の運行は特筆すべきものと思っております。運用面でのさらなる改善も必要になるのかもしれませんが、現在までの利用状況について伺います。

なお、議長に申し上げます。この質問の答弁をいただきまして、昼食休憩が適切かと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員御質問の乗合タクシー運行の利用状況であります。2月末現在における利用は、事業全体の運行回数で1万59回、乗客数は1万1,623人となっております。昨年度実証実験運行しましたデマンド型乗合タクシー運行事業の7月から2月までの同時期と比較いたしますと、運行回数で770回増、乗客数で1,363人増となっているという状況であります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、午前にも引き続きまして、情報通信技術の活用による豊かな暮らしを求めてについてお伺ひいたします。

ここから具体的なことについてお伺ひすることになりますが、必要となる支援の一つであります買物について。それらを構成する要素としては、買物の場をつくる、家まで商品をお届ける、家から出かけやすくするなど挙げることになりますが、それらにICTの機能を加えることによって大きな支援につながるのではないかと考えております。

具体的には、地元の商店を取次店として、自宅においてタブレット端末を用いて商品を発注し、その配達を出前タクシー推進事業で行おうというものであります。これは、買物弱者に対する支援でありますから、一定の要件の下に事前に登録している方のみを対象とすることになります。そして、これは決して荒唐無稽なものではなく、大手のスーパーが都市部でタブレット端末を貸し出して実施しているものであります。

また、このタクシーの運行効率を向上させるため、タクシーに位置情報システムを導

入して、運行状況を利用者が把握できるようにしているということでもあります。今直ちにというものではありませんが、地域社会が縮小を続ける中で、町の持続可能性を探るためにもこのような構想も検討されるべきものと思いますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 情報化社会の中で、あらゆるものがオンラインでつながり、生活スタイルも大きく変化していると実感しておりますが、町民の皆さんもそう感じている方は多いのではないのかと思っています。

まず、買物支援についてですが、既に通信販売、また、運輸サービス業において実現しているビジネスモデルであると承知しております。これを町内の各事業者が取り入れるかどうかは、それぞれの判断するところによると思いますが、決して不可能なことではないと思っております。

先般、商工会が飲食店を紹介するスマートフォン向けアプリを開発したとお聞きしました。現在のところ紹介機能のみの運用ですが、今後はクーポンの発行なども予定しているとのことでありました。これらをさらに発展させて、議員がおっしゃるような注文と配達という買物支援につながっていくことを期待したいと思っております。

次に、タクシー事業のICT化ですが、こちらも全国で様々な取組が行われているようです。ICT化により効率化を進めることも一つの地域課題の解決策として取り上げられていますが、地域事情に合わせて進めていく必要があると思っております。

当町におきましては、交通手段のない町民の方や、その運行に当たる事業者への支援により、持続可能な地域交通を確保することが重要であると考えます。ICTに関わる情報を事業者に提供するなど検討していくことは可能ですが、効率化を求める余り、利用者や事業者の負担になるケースや、費用がかさんでしまうといったケースも考えられますので、基本的な事項に足元を見据えながらニーズに合った交通対策を進めていく必要があるものと考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、二つ目でございますが、オンラインによる診療について伺います。

厚生労働省は、オンライン診療に係る指針を改め、昨年4月からかかりつけ医による診療におけるリモート技術の活用による診療を認めたとしております。もちろん全ての診療が対象にはならないと思いますが、これもスマートフォンやタブレット端末の画面を通じて医師の診療を受けて、必要に応じては薬も在宅で受け取れる仕組みと言われております。対面での診療を軽視するものではありませんが、通院に身体的負担の大きい方もおられることから、このオンライン診療システムの導入を推進するべきと思いますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今般のコロナ禍で宿泊療養施設患者への医療提供手段として利用されたと聞いております。今後、さらなる情報通信技術の進展に伴い、ICT化を用いた診療の普及が一層進んでいくものと推察しております。

患者にとっては、通院などへの負担軽減となる有用な手段と認識はしておりますが、オンライン診療システムの安全性、必要性、有効性、住民ニーズ、費用対効果、診療における双方向通信に関する課題など、慎重に見極めながら推進すべきか判断していきたいと考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） これは最後の質問になりますが、町長はこれまでに、2050年度までに町内の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」にも意欲を示されておりますし、また、道は2030年度までに、道内全179市町村の「ゼロカーボンシティ宣言」を目指すとしておりますことを受けて、当町も既に宣言を行っております。このことにつきましては、議員協議会において町から説明を受けておりまして、現時点では、ゼロカーボンシティを目指すことを宣言するものであって、具体的な構想は今後のことというものでありましたが、やはり肝心なことは、宣言をして何をするのかということでもあります。

また、国が進める行政のデジタル化を受けて、さきにも述べさせていただきましたように、まちづくりにおけるICTの導入が急速に進むものと思っております。これらのご事情に関するお考えを伺いまして、私の本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ゼロカーボンシティにつきましては、昨日、議員おっしゃるように宣言をさせていただきました。

今後の取組といたしましては、さきの議員協議会でも説明させていただきましたとおり、地球温暖化対策実行計画の中で、具体的な取組を示すために検討を開始することとなります。これから何をするかは、町民の皆さんと一緒に考えていかなければなりません。一般的には、節電、節水、各省エネやごみの減量化といった取組が中心となりますが、アンケートや住民参加の検討会などにおいて、私たちができることをしっかりと考えていかなければならないものと思っております。

行政のデジタル化、まちづくりにおけるICT化についてであります。ICT化の技術は様々な分野で研究が進んでおりまして、日々進歩していると認識しております。陸別町に合った、陸別町に本当に必要な技術などを取り入れる研究をしていかなければならないと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 一般質問を続けます。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 今回、陸別町の持続的な発展についてというテーマで一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

現任期におきまして、私の最後の質問となるわけですが、私の任期中におきましては、令和2年に第6期陸別町総合計画並びに陸別町人口ビジョン、第2期総合戦略、翌令和3年には、陸別町過疎地域持続的発展市町村計画というものが策定されてました。この中に、目標の人口という項目におきまして、将来の人口の予測・推測もされておりましたが、一番遠い未来で、令和11年におきまして2,219人、さらに遠くの未来におきましては、2060年に1,550人という目標の数値がありました。今回、3月の広報、令和5年1月末現在におきましての人口が2,229人と、急激な人口の減少につきまして、やはり危惧を感じるところであります。

今回の質問におきましては、町としての人口の減少、産業の担い手不足であったり、停滞というものを危惧しての質問となります。

1点目におきましては、行財政の状況につきまして、歳出、歳入の関係についてお聞きしたいと思います。

今年度、改修工事が開始されました特別養護老人ホームしらかば苑の建て替え工事におきましては、20年間にわたる町の債務負担がありますし、たびたび予算等でも上げられておりますとおり、町施設の老朽化に伴う改修などが今後必要不可欠な歳出として挙げられるかと思えます。

そういったように人口の減少であったり、町の産業がなかなか難しくなっていく中で、どうしても歳入のほうはどうしていくのかという疑問にたびたび考えさせられております。そういった意味で、歳出増加に伴います歳入が増加していくようなことが同時に考えられているのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

それぞれの項目について質問したいと思います。

しばれフェスティバル、銀河の森天文台、陸別のラリー、オフロードなどということですが、陸別の鉄道であったり、以前も行った質問の中で、町長からの答弁もありましたように、陸別町、これまで関係人口を増加させるような取組であったり、町の今までの魅力等もあるかと思うのですけれども、そういった意味から陸別町への企業誘致、そういったものの可能性につきまして、以前、自分の質問で、そのときは、陸別町は災害に強い町としてアプローチしてはどうかという質問だったのですけれども、こういった関係人口を増やすために行ってきたところからの企業誘致、そういったものの可能性について考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町の魅力ということでは、豊かな自然環境により育まれた水、土、空気があり、加えて、議員おっしゃるように災害が少ない地域であることもポイントになろうかと思っています。

交流人口は、観光面での努力によりまして、少しずつではありますが、増えていると

思います。御質問にある企業誘致につながっていくことを期待していきたいと私も思っております。

しかしながら、首都圏からのアクセス、地元労働力の不足など、不利な条件もありますから、それらを補うべく、企業立地促進条例による補助や地元雇用促進事業による労働力確保など、限られた財源の中ではありますが、産業振興に取り組んでまいりたいと思っております。

近年は、在宅勤務など、いわゆるリモートワークが普及するなど、働き方も多様化しております。企業誘致の足掛かりとするべく、公共施設でのインターネット環境の整備を進めるとともに、休暇を楽しみながら仕事するというワーケーションの候補地として、銀河の森コテージ村の宣伝にも力を入れていく必要があると考えているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ただいま御回答いただきましたように、今までずっと発信し続けてきました陸別町の魅力であったり、そういったものから企業誘致の可能性を考えていただければと思います。

なぜかという、質問の冒頭にありましたとおり、人口が減少していく中で、これは自分が質問するまでもなく、陸別町のこれからの課題だと思っておりますし、なかなか質問する自分の考えも、もっと具体的ものを示すことができなくて申し訳ないのですが、企業誘致が陸別町の発展の一助となるかと思っ質問を挙げてみました。

その次の項目に関しては、今の企業誘致の可能性についての話にも絡んでいくのですが、さきの久保議員がICTのことについてお話しがありました。陸別町、民間企業の参入も現状なかなかないというところがありまして、今、町長から回答もありましたとおり、陸別町、ワーケーションの取組、テレワークもできるような環境を今年度も整えてきたと思うのですが、そういった面で、久保議員が、壮大なことでなかなか難しいかもしれないというお話があったのですが、陸別町におきまして起業を新たに考えられる方におきましては、現時点でも陸別町まちづくり補助金という制度がありまして、陸別で起業、新しい仕事を始められる方に対して助成はあると思えます。

ただ、今後の陸別におきまして、現状、陸別にある産業、基幹産業は農業と林業ですけれども、いろいろな産業があると思うのですが、産業の発展にさらに寄与するような業種であったり事業を町のほうでピックアップしてみて、まちづくり補助金のような、起業に対しての支援を強化するような、特に重点的に支援するような補助金であったり、そういったものを打ち出して、町内の方であったり町外の方に、町外の方に対しては、移住促進につながるようなPRになるのですが、そういったことを考えてみてはいかがでしょうかという質問です。

陸別町の産業発展に寄与すると思われる事業と括弧書きで書きましたけれども、私が

仕事柄いろいろな市町村に出向くことがあるのですが、林業ということでありましたら、製材事業だけでなく、切った木をさらに製品化するようなことを行っている方にも出会ったことがあります、家具を作ったり、森林を伐採した木の皮で作った製品づくりを1次産業、2次産業的にやっている事業者の方に出会ったこともあります。

また、酪農に関して言えば、自分のところで搾った牛乳を、よく言われていますが、6次産業化して、酪農業の新たな製品であったり、自分のところの商品をさらにプロデュースして、ブランニングして付加価値をつけて売り出すような、そういった方々と仕事をするような機会もありましたので、ピックアップしてみてもどうかということでも質問します。ちょっと話が膨らんでしまいましたが、PRしてみてもどうかということで、お聞かせください。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まちづくり、起業等の絡みで、まちづくり補助金につきましては、平成16年度に創設しまして、まちづくりを推進するために、本町の特性を生かした事業を支援する制度であります。その前には、町おこし補助金、さらにその前には、地場産業奨励補助金、地場産業開発振興奨励補助金などがありました。時代のニーズに合わせて変更しながら長きにわたり、地域振興に関わる事業を支援してきております。

御質問にありました起業支援に関しては、現在のまちづくりの補助金では、町民生活の向上または町の活性化に寄与すると認められ、町内において同業種の店舗等がない事業を開始するための補助金の上限額は、補助率2分の1で、200万円限度となっております。新規起業を目指す法人、個人にとっては非常に活用しやすいのではないかと考えています。また、まちづくり推進会議において、より時勢に合った支援になるように、定期的に補助の対象等を協議しております。

議員の御提案につきましては、まちづくり推進会議でも協議をさせていただき、より効果的な事業となるような検討が必要であると思っております。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） そういった推進会議におきまして、ぜひ検討していただければ有り難いと思います。

起業の可能性というか、裾野を広くするというので、重点的に支援することはできないかという話をしましたけれども、次の項目、陸別町のバイオガスの稼働開始における、次の展開としまして、新規事業であったり、そういったものも陸別町のこれからの発展につながっていくかと期待しているのですが、そういったものが実際に製品となったり、新たな事業、私たちの産業常任委員会で鹿追町のほうに視察に行きまして、バイオガスを稼働することによって、次にこういった製品であったり事業だったりと、このものを視察させていただいたのですが、陸別町におきましても、そういったものが既にある程度、アイデアとして考えられているのか、陸別町の産業に結びつくような可能性もあるのか、そういったことについてお聞きしたいと思

います。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 昨年の12月から売電が開始となりました。バイオガスプラントではありますが、試行錯誤を繰り返しながら、この厳寒の、今年は特に寒かったのですか、1月から2月を乗り越えました。2月中旬からは、設計上の最大発電量であります720キロワットの稼働も確認しております。とはいえ、気温の変化や、また、異物の混入など、日によって発電量が大きく落ち込んだり、期待したガスの発生量に到達しなかったりと、苦労の連続であると伺っているところであります。

現在は、原料の投入量と発電の関係性など、データを蓄積している段階でありますので、今、次の段階について具体的にお答えすることは困難であります。他町の例などを参考にしながら、少しでも収入を上げるべく努力していかねばならないと考えているところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 実際にこれからいろいろデータが取れていきまして、それで新規事業につながっていく道筋かと思うのですけれども、実際に陸別町のバイオガスプラントにつきましても、陸別町も大きな支援をして稼働に結びついたものと思います。

陸別町の持続的な発展ということにつきまして、大きなことを考えたときに、バイオガスプラントに対しての補助もそうであったとおり、先ほどの久保議員の中の、町としてICTをどのように整備していくか、民間企業の参入も少ないという中で、陸別町がどんなことに投資していくか、これからの未来に投資していくということも必要なのではないかと思って、このバイオガスプラントの稼働について取り上げました。

デジタル面の新規事業の参入ということに関して、今、現状の陸別でどうにかするというのはなかなか難しいかもしれないのですが、今後、陸別町の人口が減少していったり、なかなか歳入が増えない状況が、今、現状、考えられているところから、解決策はなかなか見つけられないかもしれないのですけれども、そういった中で、陸別町として稼ぐ方向に攻めていく、歳出を増やしていくといったときに、バイオガスプラントへの補助も含めまして、産業を発展させていくということに投資するという意味で、2番目の起業に対しての重点的な支援の話もそうでしたが、陸別町として何か産業における支援を強化できないかということで、1番目の質問とさせていただきます。

この質問につきまして、次の担い手不足への取組という問題に進めていきたいと思えます。

さきに同僚議員からも林業について、担い手不足の取組ということで、質問内容に書きましたとおり、北海道の新規就農フェアの予算化ということで、先日行われたことについて、先ほど回答をお聞きすることができました。

それと同時に、陸別町新農林業人材発掘プログラム事業というのもありますし、陸別

町という町におきまして、陸別町のまち・しごと、人をマッチングさせるような、担い手不足の課題に向けて取り組みをしてきたと思うのですけれども、陸別町としてのこれまでの取組の実績をお聞きできたらと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員のおっしゃること、私どもも同じような考えでおりますが、これから、いろいろなことが思い浮かびますし、いろいろ検討していかなければならないとされているところでもあります。それと、十分、議員のおっしゃることを参考に、これからも進んでいきたいと思っております。

まず、お話の中にもありました基幹産業における担い手不足、これは、産業を維持していく観点から極めて重要な問題であると、私どもそのように受け止めております。農業に興味のある方と生産団体、あと、地域をマッチングさせるイベントとして、東京、大阪、札幌でフェアが開催されておりますが、町としては、年間で3回ほど出展しております、平成25年以降で延べ204名の方と面談をしております。

面談の中では、相談者が目指す方向性に合わせて、新規就農にとらわれず、町内の牧場または農協への就職、農業への就業に向けた農業体験へ誘導しております。このうち町内に移住、就職をした方は11名と伺っております。また、林業においても、移住フェアに出展して同じ取組を行っております。このほか、主に近隣市町村在住者からの電話、来庁による面談も個別に実施するとともに、法人等の従業員については、陸別町無料職業紹介所の機能も活用して人材の掘り起こしをしているところでもあります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 陸別町のこれからの産業の発展、担い手不足に対しての取組について理解いたしました。実際に就農フェアであったり、陸別町がそういったところに出向いて活動してきたという実績についてお聞きしたのですけれども、突拍子もない話になるかもしれないのですけれども、陸別町にある仕事と人、人と人のマッチングという意味では、フェアとかに参加することは必要不可欠だと思うのですけれども、マッチングという意味では、陸別町に住んでいる方と、陸別町以外に住んでいる方と、人と人を結ぶような活動ということで、具体例として、婚活イベントであったりSNSであったり、町職員が持つネットワーク、そういったものを活用して、陸別町が主催するような、いろいろなものに参加するのはいいのですけれども、町が主体となって、陸別町のこれからの発展に結びつくような活動だったり、事業を行ってみてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 婚活イベントにつきましては、近年はコロナ禍で難しい状況が続いておりますが、町単独で、また、池北3町合同で、十勝管内合同イベントなどを継続して開催しており、本年度は、池北3町合同イベントを3月11日に開催する運びとなっております。

移住フェア、婚活イベントもコロナ禍をきっかけに開催方法が見直されまして、リモートなどICT活用の幅が広がっております。これは受け口を増やすチャンスであるとも考えております。

現在のところ、無料職業紹介所の情報は、町ホームページとツイッターに掲載するだけではありますが、SNSの利活用、重要性については、議員がかねてよりお話しされておりましたし、私も同じように考えております。様々な情報発信手段のさらなる活用と幅広い活動によって、よりよい方法をこれからも模索していかなければならないと、そのような必要性があると考えているところであります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 実際にそのような機会が行われるということで、実際に陸別町が参加するのではなく、陸別町として主催できないかという思いで聞かせていただきました。

ここに書きましたSNSであったり、町職員の持つネットワークというもので、陸別町で自分であったり誰かが企画するというよりも、町の職員の皆さんはいろいろなネットワークがあると思いますので、そういったことも、陸別町の担い手不足であったり、産業に関わるような事業に活用できないかということで挙げさせていただきました。

実際に婚活イベントであったり、マッチングという質問できたのも、アフターコロナということで、コロナ禍、完全に収束したとは言えないのですけれども、制限が緩和されてきた中で、産業におきましては、先ほども答弁でありましたとおり、テレワークであったりリモートワークの推進もされてきた中ではございますけれども、どうしてもオフライン、リアルなイベントの重要性というのを感じております。

先日、改めて商工会の青年部という立場で、町長には実際に対面で、町長の座談会ということで非常にお世話になったわけですけれども、自分も改めて対面して、商工会の青年部の皆さんと、町長にどんな質問をしようかといったときに、自分の今回の質問では、持続的な発展についてということで、歳入の確保であったり、人口増加をどういうふうにということをテーマでしたのですけれども、町長はいろいろな質問を投げかけられたと思うのですけれども、第一に皆さんからお話しが上がったのが、今後、陸別町の人口減少についてどうしたらいいのかという話が、改めて自分も、議場だけではなく、陸別町の青年の年代の皆さんからお話しを聞きました。

そういったことで、私の質問に関してはこれで終わりなのではございますけれども、陸別町の人口減少であったり、産業の発展につきまして、町長の考えを改めてお聞きできればと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、今まで話した中で、いろいろ出会い等でも内容の見直しだとか、費用対効果でありますとか、そこら辺も十分に勘案しながら、また、議員の考

え等も十分参考にしながら、よりよいものにしていかなければならないと思っているところでもあります。

また、人口減少問題等々いろいろ、なかなかすぐ結果が出ないというか、課題がたくさんありますが、常に正面を向いて、町民の皆さん等々の意見を十分参考にしながら、また、他町村でも積極的にやっている姿等も勉強しながら、果敢に課題解決に向けて進んでいきたいと思っているところでもあります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 本当に陸別町、この間、改めて感謝申し上げることもありまして、町長も先ほどお話しされていたように、自分も任期におきまして、SNSの活用だったり、陸別町の発信について質問させていただきました。今回、第40回しばれフェスティバルということで、存分にSNSを活用して発信されてこられたと思いますので、その点に関して感謝申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それでは、私の一般質問の時間をいただきまして、日頃から考えることを教育長に問いただして、実現可能なものになりたいということを前段に申し上げておきたいと思います。

私の通告は、先住民族アイヌ（ウタリ）と括弧書きしたのですけれども、アイヌの人たちは、自分のことはアイヌと言わないみたいなのです。余り好きでないと。ウタリという言葉を使っているのです、私は、「ウタリ」いわゆる日本語に直すと「仲間」とか「私たち」という言葉になるのだと本に書かれていますので、「ウタリ」という言葉を使いながらやっていきたいと思います。

それと、関寛斎の学びについて、このことについて、後から質問していく中でこれがつながっていくことを私は質問していきたいと思います。

まず、先住民族の過去の歴史を見たとき、ヘイト、これは英語なのですけれども、特定の反感を持って、「人権」とありますけれども、これは字の間違いで、大変申し訳ございません。「人種」です。人種差別と抑圧の時代、明治に入って、先住権、土地の所有、漁業権などを消され、強制移住、これは年代的に、時の明治政府の政策なのですけれども、1870年、明治3年から1890年、明治33年、いわゆる20年間に強制移住させられたと。本町にも明治29年に、陸別に在住していたウタリの方が美幌に帰住されたと。簡単に言えば、強制的に、言い方は悪いけれども、追い出されたのかと思う面もありますけれども、そういった実態の中でアイヌの人たちが余りいなくなると。

近年、多様性や多様な人種との共生社会と言われ、人間を初め生きている全ての動植物を「カムイ」—これはウタリの世界の中のですけれども—と呼び、世界観、暮らし、歴

史、仕事、食、伝統文化（伝統文化の中には歌や踊り、刺しゅう、紋様）、文字を持たずに言語を伝授・口承してきていると。こういう形で進められるアイヌについての学びを考えたいと思うのですけれども、前段に私、こういう文書と同時に、教育長としては、ウタリというかアイヌに対する見識をまず冒頭に伺いたいと思いますけれども、お答え願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） アイヌにつきましては、アイヌ民族ということで、先住民族であるということでの押さえであります。これは、アイヌであるだとか、ウタリだとか、名称はいろいろ使われているのかと思ってはいますけれども、2008年6月6日に、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が衆参両院で可決したという状況の中で、アイヌ民族は先住民として認められるというような押さえであると認識をしております。2009年4月1日には、北海道ウタリ協会が北海道アイヌ協会へと名称を変更している状況であるということで認識をしております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 法制改正、あるいは日本の中において、北海道白老にウポポイという施設ができたのですけれども、その中では、アイヌ民族の共生空間という施設が白老にできたと、2020年7月に開設しているわけなのですけれども、そういった中で、これは世界的に人種を差別することなく、共生しようという、仲間なのだという意味合いで取り上げられてきて、日本も近年そういう動きがされたということについては、アイヌの人たち、ウタリの人たちは、北海道が開拓されて百数十年、200年近くなっている中で、先住民族としての形というのは、俗に言うアイヌの人たちの中で認められてきたというのは擦文時代に、その前にアイヌ文化というのがあって、擦文時代から住んでいると。そういった意味でいくと、和人というか、そういう人たちが北海道に入ってきたのはその後、随分後だということです。後から出てくる関寛斎も明治45年に来たということになると、かなり前から住んでいるといった認識の中で、今、教育長がお答えになったように、先住民族として、国会の中でも議論されて、日本は単一民族だなんて言った無知な総理大臣だったと思うのですけれども、言ったみたいなのですけれども、全世界的に言えば、アメリカにも黒人とか、いわゆるインディアンとか、そういう先住民がいると同じように、必ずしもそのときの形で、侵攻していった人が主力ではないということで、今、教育長がそういう認識でいたということについて、今後これを全体的に、文化等いろいろな形を波及していく上での原点ですので、その辺を押さえていってほしいと思っているし、今、答えられたので、その辺から出発点としていろいろ聞きながら、話を進めていきたいと思います。

いずれにしても、問題になっていた、先ほどの中でも出ていましたように、土地の所有権とか、あるいは漁業権、こういうものが先住民族の人たちに与えられていたもの

が、そのときの政策によって剥奪されたというような歴史的なものがあります。しかしながら、ウタリがそのことについて復権を求めたり、あるいは遺骨を返せという運動もされておりますけれども、やはりそういうことに対して謙虚に受け止めながら、民族を今後尊敬しながらというか、継承するという体制が大事だと思うので、今後、暮らしや歴史、仕事、食、伝統的な文化、先ほども言ったように、歌や踊り、刺しゅうや紋様についても、これをきちっと。そして、アイヌの民族の特徴は、文字は持っておりませんので、これを伝えるためには、結局、直接の身振り手振り、あるいは口承というのですか、口伝えにやられている、そういうものをきちっと拾い上げながら、ウタリ民族を広げていくという体制の中で、教育長として、こういうものをどのように将来に残すというか、伝えていくということを考えているのかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 過去、陸別町においては、私の分かる範囲の中では、アイヌ文化等に関わる活動というものは見当たらなかったと認識をしております。この部分につきましては、町内一般の方たちの中の活動に関しても、今現在は認識しておりませんが、学校におきましては、小中学校につきましては、それぞれ学んでおります。ただ、そこに多くの時間を割いているというような状況ではありません。小学校では、6年生が1時間程度ということで、アイヌの伝統や文化に触れるようにするというところで、教科書を用いたトピック的な中での授業を行っている。中学校においても社会の地理的分野の中で、先住民族を学ぶ単元だとか、アイヌ民族について学んでいますと、割と包括的な取り扱いの中で子どもたちが学んでいるという状況です。

ちなみに令和4年度につきましては、3年生が修学旅行で、先ほど議員もおっしゃられましたウポポイのほうに訪問をして、3時間という短い滞在でありましたけれども、そちらのほうで事前事後の学習を行って取り組んでいるということでもあります。

加えまして、陸別町では、小学3年生と4年生の社会科の学習で使用している郷土読本「りくべつ」というものがあります。この中では、アイヌの文化と暮らしということで、全5ページの取扱いをしております。この中では、アイヌの四季の暮らし、それから、アイヌの衣・食・住を調べよう、それから、アイヌ語の地名について調べましょうということでの項目がありますので、私の認識の中では、小中学校でもそういうところでアイヌ文化等について学んでいると押さえております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、教育長がお答えになったように、今まではそういうものについて余り触れられていなかったということを知っていることについては、今後の対策としては重要な鍵なので、今、教育長が言ったように、小学校なんかでそれを基点として今やっていることはすばらしいことだと思いますので、それを継続した形で、深掘りして行ってほしいと思います。

先ほど前段でも言いましたように、アイヌの差別的な言葉、これは急になくなるわけではないけれども、普通一般的に言われている、この時期になるとアイヌネギが出ると。アイヌネギという言葉そのものが差別的な言葉です。アイヌの人の特徴を、簡単に言えば行者ニンニクというのが本名なのですけども、それをアイヌネギと置き換えたり、それから、今でこそスポーツ選手も全身にタトゥーというのですか、入れ墨を入れているけれども、あの当時の時代の中ではアイヌの人たちもそういうタトゥーを入れていると。日本の文化で、まだ公衆浴場なんかはタトゥーの入った人は遠慮してくださいとなっておりますけれども、世界的にそういうものが認められてきているというか、認識されてきているということを含めると、アイヌの人たちは別に、日本の場合は俗にいうアウトローの人たちがそういうものを入れているという感覚なのかもしれませんが、それが興じて、アイヌの人たちに差別的な形で抑圧されていると。そういったこともありますので、そういう文化というのは、今言った特徴的なものは、世界的に認められて、先ほども言ったようにスポーツ選手も、今回のWBCの選手の中でも腕に入れたりしているという時代からすると、何もアイヌの人たちが特別なものではないという、一つの教育、カリキュラムで、理解していく方法を取ってほしいと思います。

そういった文化的なものと同時に、食や暮らし、もちろん今、教育長が言ったようにある。民族的、芸術的なものというのか、いわゆる民族的な特徴のあるアイヌ紋様とか刺しゅうとかというのも、これは実際にウタリの人々がやっていることを伝統的に引き継ぐと、これは白老にあるウポポイの中でもちゃんと展示されている。そういった意味で、日本の中にもいろいろな刺しゅうがありますけれども、これはウタリの人たちの特徴的なものがあります。本を見ると、3種類あるのですと、紋様の中に。その紋様をきちっとルールを守ってやると、渦巻と目の形、それからもう一つが、それがきちっと組み合わせさってやっているの、今いろいろ観光地で売られている紋様については、そういう規則がない中でやられているから、俗に言えばでたらめということになるのかもしれないけれども、そういったことで紋様もウタリのルールに基づいたものが伝承されることが必要ではないかと私は思っています。そういった意味で、今後、ウタリについては、きちっと掘り下げた歴史を探っていくと。

そういった意味で、陸別史における資料編や通史編なんかを見てみますと、今、前段で教育長が答えたように、余り深掘りされていないといった意味があろうかと思うのですけれども、その辺について、私が後半でも言いますけれども、その人に聞くと、ウタリのコタン、いわゆる集落なのですけども、その位置づけが昔はあったのに今は余り明記されていないという言い方をされているのですけれども、この辺についてはどのように教育は押さえていますか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 陸別町には、一番有名なのは、国指定の史跡ユクエピラチャ

シになりますけれども、複数のチャシ跡が見つまっているというのは現状であります。発掘調査によるコタン、要は集落ですけれども、コタン、それから墓等の確認はされていないというのが現状なのですけれども、ただ、担当のほうから話を聞きますと、史跡クラスのチャシ等があることから、コタンがあったことは間違いないのではないかと考えられているということでもあります。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 担当は、多分学芸員、普通の一般的な職員ではなくて、学芸員というきちっとライセンスを持った人の話だと思うのですけれども、現実的にそうなのかもしれませんけれども、きちっとコタンというかチャシを分析して、きちっと位置づけしていないと、先ほど言ったアイヌの人たちの民族的なものが何となく自然に消されてしまうと。先ほども言ったようにアイヌの言語は今消滅状態にあります。こういう形で見直されて、今、復元しているのですけれども、チャシも含めた住まいというのですか、そういう文化を掘り下げていくこと、発掘していくことが大事だと思うのですけれども、今後、そういうものについての専門的な立場の人たちが取り組んでいくようなことをどのように考えますか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 現時点では、私のほうも陸別町史なり、過去に編さんされたものがありまして、その中に記載が一部あるということでもありますけれども、もう既に30年以上ぐらい前に発刊されたものの中の記載ということでもありますので、その後、時代も変わりました、いろいろ調査だとか町外的ないろいろな文献も含めていきますと、新たな事実は当然出てきているというふうに認識もしておりますけれども、この辺の調査・研究というのは、随時進められているということになりますけれども、今後についても、この辺については、専門職員も含めて、調査・研究を継続していきながら、どこかの時点では新たな記述等も必要になってくるのではないかと思います。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 昨日の条例改正の中でも、文化財の要員を減らしたのですけれども、そういう人たちと同時に、こういうものをきちっと掘り下げて、修正できる、陸別町史、資料編とか僕も見たのですけれども、そういうものがある中で編さんをきちっとして、きちっとした形を取ることによって、先ほども言ったようにウタリの文化、歴史的なものは希薄だと。より一層充実したものになるように、今、教育長が言ったように、そういうものに取り組んでもらいたいということを常に切望して、このことについてお答えは今いただいたので、そのように取り組んでもらいたいと思います。

コタンの場合については、チャシの中で、陸別のチャシは全部で30近くあります。少しずつ発見されたのは、一番有名なのはユクエピラチャシ、国定的な形でなっているのですけれども、ユクエピラチャシ自身が、3番に飛んでいきますけれども、崩壊されていると。お年寄りの人たちに聞くと、簡単に言えば、資料編の中でも昭和9年の

調査では、今現在から見ると、川のほうにまだ30メートル近い広さがあったのが崩壊したと、そういう史実もきちっと明記しなければならないのではないかと。僕も担当者に聞いたら、何となく、大雨があったときとか、十勝沖地震で崩壊したのではないかと。それはそれで事実的なものがあるかどうかきちっと調べた上で、それもきちっと明記していったほうがいいと思うのですけれども、そういう跡の調査というのか、ユクエピラチャシの場合は、平成4年から史跡として、あれ以上崩壊しないようにということで、かなりの金額を投じた改修工事というか、改良されているのですけれども、そういう記述もきちっとしていくことが大事ではないかと思えますけれども、その辺どうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 史跡につきましては、段丘、崖の崩壊の歴史というのはあるということでありまして、残念ながらこの詳細については整理された記録がないというのが現状であります。ただ、聞き取り等で、昭和40年代に大きな崩落があったというようなことで、これによって、当時の関神社も解体されたのではないかとこのように考えられるというのが今の現状かと思っております。

史跡ユクエピラチャシ跡につきましては、昭和62年に国の史跡に指定されました。それから、当時は、行政職員が担当しながら、崖面の保存のために、国の補助事業を受けながら随時進めてきていましたけれども、結果的には、その当時、陸別町でこのチャシの重要性を認めたのではないかとこのように思われるということで、今いる社会教育担当の大鳥居主任主査ですけれども、この専門分野であるということで、平成12年4月には、臨時職員でその業務を培っておりましたけれども、翌年の平成13年4月には正職員に採用されて、その翌年には、平成14年度から本格的に、国庫補助金の採択を受けて保存整備事業に着手したということで、その後、平成20年度に、7年間で完了したという経緯があります。

今後は、必要になってくるのは、せっきくの史跡を周知、活用をしていくということが、今でも課題なのですけれども、なかなかそこに向けた取組が町内的にも町外的にもなかなか皆さんが認められるようなところに行っていないのですけれども、これはまだ課題ということでありまして、とても重要なことであると思っておりますので、今、議員おっしゃられたアイヌ文化だけに特化せず、そういう文化財の周知、活用も絡めて今後も進めていきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう取組をすることによって、先人の苦勞、必ずしも、いわゆる和人というか、そういう人たちの歴史だけではなくて、アイヌの人たち、今言ったチャシについては、日本語に訳すと「とりで」ということらしいのですけれども、その中にコタンというか集落があることは事実で、ただ、それらしき、やじりとかそういうものが出てきたかもしれませんけれども、いわゆるお墓があったかどうかという、人

骨がまだ発見されていないというのが、私は資料を読むと、いろいろなチャシがある中でも見受けられない。先ほど教育長が言ったように、痕跡がないということですがけれども、僕は、自分たちが住んでいた先祖の人たちはどうだったのだろうということを知りたい、ウタリの人たちがいるということだけは認識して、今後、深掘りしながら証明していくというのですか、記述していくということが大事だと思うので、その辺を鋭意努力して、専門家の意見を聞いたり、先ほど言った文化保存会の人たちと同時に、明記していくということが大事だと思うので、鋭意努力してそういうものを復活させてほしいと思います。

その中で、ウタリの暮らしや仕事、食、伝統的な紋様なんかを大事にしていくというか、復活していくということが大事だと思うので、その辺をひとつよろしく願いいたします。

それでは、関寛齋とアイヌの人たちとのつながりを私はずっと調べているというか、いわゆる顕彰会の人たちが出版しているものを見る限りにおいては、はっきり明確になっていないということが分かりました。多分教育長もそうだったと思うのですがけれども、明記していないと。いわゆる関寛齋が入植したとき、明治35年に入ってきたときにはアイヌの人たちもいたと思うのですがけれども、コタンとかそういうものが移住されて、集落的なものがないという中で、何となくアイヌの人がいなかったのかといったら、そうではないと。

アイヌの人たちの形で、関寛齋の開拓精神とか、72歳で陸別に来て厳寒の中で頑張って10年、82歳までいたというのが物すごく強調されるし、そういうものは掘り下げられたけれども、ウタリとの接点が明確でないとは思いますので、これは、少なくとも関寛齋の功績ということもクローズアップしていかなければならないのではないかと。これは、近年のいろいろな出版物、合田一道さんとか、あるいは徳富蘆花の「みみずのたわごと」の中にきちっとアイヌの人を診療しているのです。これは、いわゆる人種間の壁を越えてやった、これは関寛齋のスピリットなのです。結局、貧しい人というかお金のない人からは治療代ももらわないし、記録も残していないと。これは教育長も御存じのように戊辰戦争で、敵味方なく治療したという、そういう精神の中でされてきて、北海道へ来てアイヌの人たちの治療も無料でやってきたと。このことについては、いろいろ文献の中で記述されてきております。そういったものの中に、今後、ウタリと関寛齋との結びつき、関寛齋のヒューマニズムの精神がここで生きていくということによって、物すごい日本における人種的な、白老にできたウポポイの空間だって、金の問題もあるけれども、強調するスタイルとしてはクローズアップされることだと思いますので、これを十分取り上げていってほしいと思います。

記述の中で、アイヌの人たちと関寛齋の息子さんと同時に、関の牧場をつくった先進的な、息子さんと協調してやってきたという人も今、いわゆる子孫が現存しております。その人たちと同時に、きちっと関寛齋をフォローした歴史も書くことによって、す

ごく人間性のある歴史ではないかと思しますので、その辺も取り上げた形で。僕は最初、余りアイヌの人との接点はないのかと思ったのですけれども、きちっと今、明らかになってきております。アイヌの力もかりて巨木を掘り起こしたり、開拓の基礎を築いていったと。関寛齋は、作業員がけがをすると率先して治療したり、アイヌの人たちの治療もしたと。治療の仕方も、有料ではない、簡単に言えばお金を頂かないで。最初、関寛齋は、こっちへ来たときには、医者免許を持ってこなかったのだよね、必要ないと思って。だけれども、そういう実態を見たときに、医業をするために、先住民族の人たちを含めてやるために、医者免許を取り寄せて治療してきた。そういう歴史から見ると、結局、ウタリとの接点は重要だと。そういったことが出てきているので、その辺について、今後の関寛齋に対する記述、歴史的なものを加筆していく必要があるのではないかと思うのですけれども、その点どうですか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、陸別町の開拓の祖と言われている関寛齋の関係でありますけれども、今、議員おっしゃれたとおり、いろいろな見方があって、スポットの当て方によって、掘り下げていけばいくほど、物すごい人物であったと見られると思います。当初、開拓の祖ということでありましたけれども、実は医業の功績が物すごい。それから、当時の先住民、アイヌとの関わりの仕方も物すごく紳士的な付き合いの仕方をしていたということで、その功績は物すごいなと思います。その功績が物すごくて、今、過去においては、開庁70年の記念のときに町史が編纂されておりますけれども、そのときから30年かかっております。

それから、また、陸別町の郷土叢書第1巻、平成3年からはもっと期間が経ているということで、それから新たな事実については、記載を加えての発刊はされていないところでもあります。この辺については、陸別町として、これから陸別町の本来の歴史を後世に残すということは物すごく大切なことだと思っておりますので、既に30年前に完成された町史は完結しておりますけれども、それ以降の歴史や研究の進展によって、補充・補足の必要性が発生して、記録として後世に残す必要が生じた場合、もう既に一部出ておりますけれども、それらについては、今後の町史の関係資料として編集だとか発行が望まれるものだと思っておりますので、こちらについても、今後、関係者、関寛齋翁顕彰会であるだとか、文化財審査委員会とかいろいろ、専門知識を持たれた方がいらっしゃいますので、そういう方たちといろいろ研究しながら、今後に向けた課題として取り組んでいきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 教育長がそのように受け止めていることについては、本当に将来的に、ただ単に72歳で入ってきました。医者免許を持っていたけれども、大変苦勞しながら陸別の開拓をした。開拓についてもすごいのです。トルストイとか浦幌の二宮金次郎の末裔の人たちと話すと、結局土地というのはみんな分けて合うものだと。簡

単に言えば、戦前からずっと、戦後間もなく農地改革ができて、個人あるいは地主が持っていた土地をみんなに分配したと。これは関寛齋が率先して、そういうときから臨んでいて、その辺が親子関係で対立した面もあったらしいのですけれども、いずれにしても、農業関係に関してもすばらしい人物であったと。

そして医者として長崎のポンペ先生の下で技術を身につけたときに、医学・医術を金もうけに使うなど教えられた中での考え方というのは、北海道に来たときにも生きていたと思うのです。そういう信念で。そういう中では、偉大な人物になって歴史的にも、今も脚光を浴びてきていますけれども、そういった意味で、今、教育長が言った面でもんどん掘り下げて、関寛齋と先住民族とのつながりということで掘り下げて、必ずしも陸別とか十勝とか、北海道とか日本ではなくて、世界的な人間でもあったということで強調したことを取り上げて、どんどん広めてというか、学んで広めることが大事だと思うので、世界的にというか、偉人という言葉が使われますけれども、それに値すると思いますので、その辺の取組も教育長の在任期間中に、公務員ですから任期があると思うのですけれども、取り組んでいく考えを伺いたいと思うのですけれども。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 議員も質問された内容、私も先ほど答弁した内容でありますけれども、どこまで進められるかということは、今ここで明確になりませんが、ただ、ここで終わりでは完全にはないということでもありますので、確実に少しずつ前に進めながら、いい結果が出れば一番いいなと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 専門家から言われたら、フィクション一作り物、ノンフィクションは作り物でないという、そういった中で、事実的なものがない限りは、いわゆるフィクションだと専門家から言われたのですけれども、私も診療の経過、これは足寄の歴史、100年史の中に出ていたのです。関寛齋という人がいて、アイヌの人たちを治療したと。これは徳富蘆花の「みみずのたはごと」の中にも書かれております。1人や2人でないはずだということで、短い期間ですけれども、調べてみた結果、ないので。というのは、何でかといったら、先ほども言ったように、息子さんと来ていた執事、事務員の人、名前は言いませんけれども、その末裔がいるのですけれども、その人たちに聞いたら、資料はたくさんあったと。多分記録的なものもあったのではないかと。収納していた小屋の屋根が壊れたので修復するために、一旦屋根のわらとかを取り除いて修復しようとしたときに、大雨が来てそれが全部濡れてしまったというのです。こういう印刷物でないために、筆で書いてあるもので、とても読めるようなものでなくなっていたと。それを処分したというのです。最終的に焼却という話も聞きましたので、それを復元するわけにもいかない。そういう事実もありますけれども、今、日本の中で合田一道とか徳富蘆花とか、あるいは執事の末裔の人たちから話を聞いたと。そう

いう掘り下げの中で、いわゆるノンフィクションになっていくと思いますので、その辺を重要視して、代送りしていくとだんだん希薄になりますので、今のうちが重要かと思っていますので、そういう面を取り組んでほしいと思います。私も年齢的には、先の話なので分からなかったけれども、少し調べたらそういうこともありましたので、陸別のアイヌの文化、ウタリの文化とか、関寛斎の結びつきをすることを今後望んでおきたいと思っています。

私、今回これに取り組むに当たって、一昨年の後半なのですけれども、子孫、いわゆる末裔ですけれども、その人が町内に移住してきたということで、これは勝毎新聞、マスコミにも取り上げられて、そこで初めてそういう方がいるのだということで、直接会って話したら、ウタリの人で、結局自分は立派に神戸の大学で講演をやっていると。出発物も出ております。そういったものを読ませていただくと、すごい考えだなと、決して過去の虐げられたものを思い出すのではなくて、自分たち民族としての伝統を今後広げていきたいという信念を持っているということが分かりましたので、私は、これは行政的にきちっと陸別で取り組むためには重要なものだということで、今回質問しているわけですけれども、今現在も名古屋の大学生に「ウタリの文化について」ということで講演をやっております。陸別もそういう意味で、ここに住んでおりますので、仕事のには名古屋と行ったり来たりということになるのであれなのです。陸別もセミナーなんかも開いて、その人がいるうちに、紋様とか、刺しゅうもやります。今後、そういうものを取り組んでいくと。急に明日、あさってとはいかないと思いますので、本人との接点もあると思うのですけれども、その辺について取り組んでもらえますか。こういう場で個人の名前を出すということは大変なことなので、私はあえて言いませんけれども、そういった人もいるということで、それに取り組む考えはどうか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 私も個人名は今伏せておきますけれども、私の認識とすれば、陸別町に移住されてきて、お子さんが今学校にいらっしゃるということで、その保護者であるというぐらいの認識しかなかったということで、また、活動的にもアイヌ関係の講演等を関西のほうで行っているという認識だけでした。今後何かで関わりは出てくるのかと思っていますけれども、当町においてもアイヌ文化への関心が高まることというのは期待されているのかと思っておりますし、学習やアイヌ紋様、食文化等の講座開設のニーズも今後出てくることは予想されるのかと思っています。北海道に国立アイヌ民族博物館であるとかウポポイがありますので、アイヌ民族の誇りが尊重される社会を目指した活動は道内にはしているということでありますので、これを参考に、町内での学習プログラムとして構築していければいいかと思っております。これは小中学生、児童生徒を対象含めて、それからことぶき大学だとか、少しずつ一般町民にも触れてもらうような形をちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 2020年、今から丸2年たった白老のウポポイという、これはみんなで集まるという意味らしいのです。歌うというのか。そういった施設をやっているけれども、今、幕別等においてもウタリ民族のことを学ぶために、博物館との連携という講演もやっております。通告にもありますように、いろいろな形で国のほうから、先住民族の中で、アイヌ政策推進交付金というのも出ているようです。そういったものを、何でも金目ではないけれども、そういうものも活用して、陸別の中で大いに講演なり、あるいは教育、宣伝というものも必要だと思いますので。

彼女が立ち上げている「ミナミナの会」、これは神戸で回っているのですけれども、ミナミナの会というのは、みんなで笑い合うという、これはウタリの文化というか、仲間同士での差別はないと。今、日本の場合、階級社会とかいろいろと言われるけれども、そういうことはウタリの社会ではないということで、ミナミナという会もあるらしいので、そういったものが陸別で広がれば、本当にみんなで仲よく、さきの議員たちが言っていましたように持続可能な陸別をつくっていくということで、重要なモチベーションになるのではないかと思いますので、その辺の形も含めて、実践的な面について教育長の決意をもう一度お願いします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 教育委員会といたしましては、文化財関係でありますけれども、平成5年に関寛齋資料館が開館しております。史跡ユクエピラチャシ跡については、平成20年度に保存整備事業が完了してしていると。それから、今、旧中斗満小学校跡ですけれども、平成30年度に、郷土資料室ということで一応完成しているという状況であります。文化財としては、この小さな町の割には恵まれた環境にあるのではないかと考えておりますので、ここに、今言われたアイヌ文化等も含めて、陸別町文化財審査委員会等の御意見もいただきながら、研究・調査に取り組んで、今後の利活用を積極的に進め、親しみやすい文化財の構築を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） よろしく申し上げます。

議長にお願いがあるのですけれども、今、私の質問は、通告では教育長ということになっておりますけれども、今の議論の中での、町長として、許されてほしいと思っておりますので、どうですか。

○議長（本田 学君） 通告していないので。

○4番（谷 郁司君） 議長の采配に従いますけれども、行政の長としての分野にも入るかと思うので、その辺、町長の考え方を伺いたかったのですけれども、議長がそういうことでしたら従いますけれども、聞いていた町長自身は、急に振ったのでお答えは無いかもしれませんが、とにかく文化的なものだけではなくて、民族的なものに関寛齋との融合していくことがクローズアップになるのだと私は思いますので。お答えは

いただけませんでしたけれども、町長の今後の行政の中で進めていってほしいと思っています。

そういうことで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（本田 学君） 2時35分まで休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 初めに、今日は鹿柵の修繕計画ということで、町長に質問していきますので、よろしくお願いいたします。

鹿柵については、同僚議員が1年前の3月にも触れていまして、そのときの答弁で現状は伺いました。平成12年から整備を始め、現在は総延長209メートルで、ほぼ町内全域を囲っている状態です。修繕につきましては、中山間地域等直接払事業、陸別集落が行っています。

しかし、整備されて20数年たち、劣化や木材の腐敗に、倒木などの破損が大きくなっています。そのことだけで鹿の農作物被害が増えたのではなく、個体数の増もあり、近年では町内で約900頭近くのエゾシカの駆除も行われていますが、被害面積が増えているのが現状です。

令和2年のエゾシカの被害額が1,850万円、令和3年が2,600万円と、農業者にとっては死活問題となっております。現在の酪農家の厳しい状況の中、本町でも多くの支援を行っていますが、町内の大事な産業である酪農業を守るための一つとして、鳥獣の被害を減らすことはとても大事です。

1月に産業常任委員会でJAりくべつとの懇談会を行いました。そのときに、酪農に関わる資材等の高騰だけではなく、飼料、肥料の確保ができなくなるかもしれないということも考えて、自分たちの努力と研究で具の品質を上げて乳量を増やすこと、そしてデントコーンなどの飼料の作付を今後もっと増やしていきたいというお話でした。

その中で、作物の中でもデントコーンの被害額は最も大きく、せっかく育てた農家の努力と苦勞のたまもの作物を守るためにも、しっかりとエゾシカの被害から守ることは大事だと思っております。

現在の鹿柵のメンテナンスは、中山間陸別集落が管理していて、毎年修繕は行っております。令和4年度は2キロの整備ということで、1キロの修繕には180万円ほどかかっているそうです。平成12年当時の耕作物は、焼き丸太を使用しているため、劣化による腐敗も進んで破損しているところも多く見られ、鹿がたやすく行き来できるような場所も見受けられています。約200キロメートルの柵に、1キロ180万円の修繕費用で計算すると総額約3億6,000万円になります。現在の状態を放置して、いきな

り単費の修繕はとても難しいことです。数か年で修繕計画を早急に立てる必要があると私は思っております。鹿柵はJAの所有ではありますが、JAと中山間陸別集落にかじを取ってもらい、本町でも年度ごとに支援をしていく必要があるのではないかと考えますが、町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 飼料の高騰によりまして、良質な自給飼料を確保することが酪農・畜産業にとって大変重要な課題になっていることは、皆さん既に御承知のことと思います。野生のエゾシカによる食害は、ここ数年増加傾向にあると言われておりまして、当町にとっても誠に頭の痛い問題であります。

御質問の鹿柵につきましては、平成12年度から整備を開始しまして、総延長は200キロを超えております。所有は農協で、維持管理は中山間の陸別集落がになっているところであります。議員おっしゃるように設置から20年以上経過しておりまして、老朽化が進み、毎年の修繕が追いつかない状況であることは町としても把握しているところであります。以前からこの修繕につきましては、陸別農協と陸別集落の両者から相談を受けていまして、これまで何度か協議を重ねているところであります。

その結果、大規模な修繕は多額の費用がかかるため、国や道の助成を受けることを念頭に、利用可能な制度を探すということで御理解をいただいているところであります。これまで幾つかの補助制度を検討しておりまして、北海道の担当者からも説明を受けております。何とか早期に大規模修繕に着手できるよう協議を続けているところであります。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、新たな補助金の模索をしているということで、町側もいろいろ考えてくれているということですがけれども、なかなか中山間をもらっている上で、重複してもらえるものは難しくなると思うのですけれども、そこのところは、また要望などを出しながら、全部、町とJA、中山間でお金を出していくというのは大変なことです。半分でも3分の1でも出してもらえるような補助金があれば、それを使っていくのは一番いいことだと私も思っています。

今、中山間の話が出たのですけれども、今、中山間の5期目に入っていまして、5年ごとの採択で、今ちょうど真ん中の年ですか、毎回採択していくものではないそうですので、なるべく早くこのことに手を打っていく必要もあると思っています。

今、中山間の交付金の話ですがけれども、この交付金は、いろいろもらえる条件をクリアして陸別町に入ってきていますけれども、詳細として、事務経費や農地の維持管理、担い手育成事業や学校教育事業にも協力いただいております。この鹿柵修繕費用にも有効に利用している状況は私たちはなかなか知らないのですけれども、たまたま令和3年10月の広報で、この内容と決算が報告されていまして。この交付金も年々金額が縮小されているのですけれども、これは、対象となる面積が減っているということなので

しょうか。

それと、この交付金のうちの40数%が農業者への直接支払いになっておりますけれども、これは土地所有の農業者に限るのか、それとも畑を貸している人、今は廃業してはいますが、畑を貸している人にも支払われているのかお聞きしたいのと。

あと、鹿柵維持管理積立基金、それが毎年300万円ずつ上がっているようですけれども、現在の鹿柵基金の累計金額が分かれば教えていただきたいです。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 中村議員からの御質問ですので、既に御承知していることと思いますが、この事業は、中山間地域などの農業生産に関わる条件が不利な地域におきまして、5年以上農業を続けることを約束した農業者に対して国が2分の1、道と町がそれぞれ4分の1負担しまして、交付金を交付するということになっています。この交付金は、陸別集落という団体に対して交付しているということでもあります。令和2年度から令和6年度の第5期の対策では、当初71の個人、法人、生産組織などの構成員で始まったわけですが、現在は67というふうに聞いております。

議員おっしゃるように、この交付金は、対象草地の面積によって算定されるわけでありまして。ただし、所得の超過者については除外されるということ、議員も御存じだと思いますけれども、そういうシステムになっています。所得の状況は毎年変わっていくわけで、それによって交付額も大きく変動するということになっています。

あと、参加していて廃業した人はどうなるのかということではありますが、これも廃業して土地を貸しているという方は、土地を貸しているということは、対象外ということになっております。

それと、基金の状況であります。現状として、鹿柵基金、これは令和3年度末ですが、約3,300万円とお聞きしているところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 中山間の今の財産については、今、鹿柵の基金が3,300万円ということでした。酪農家の支払う金額の40数%が、その中で、直接支払い分で、ある一定の所得を得た人には分配はないということですが、今後、この後にも有効な補助金が見つからない場合は、このまま放置するというわけにもいかなくなってくると思います。補助金があるのが一番かと思っておりますけれども、その場合、これから酪農家がとても大変な時期に、直接支払い分を減らして修繕に回すことを提案することは、批判を買うことも承知ですが、少しでも一緒に痛みを伴って、今後、陸別の酪農を守っていくことも必要だと思っております。

先ほどの議員の質問でも、歳出を控えること、そして町民の暮らしを末長く守っていくことも大事で、やはり町の財産を守っていくことはとても大事だと思いますけれども、本町の基幹産業である酪農は、この後も何十年、何百年と続いていくものです。今

を乗り切ることが一番ではあるのですけれども、この後、陸別の酪農家は世代交代して、今も若い人たちがすごく頑張っていると、私はいつも心から応援しています。今後との世界情勢の中で、酪農の資材とか飼料とかがどう変わっていくのか分かりませんが、先を見据えて自分たちで確実な方法を見出していくときだと思っています。

それには、やはり人間の食料自給率はもとより、牛の食料自給率を上げるための作付をどんどんこれから酪農家たちは増やしていくのではないかと考えています。畑の被害を少しでもエゾシカから守るために、そして、今、鹿柵は町内を一周囲っていますけれども、その設置の仕方が適当なのかどうか、ほかの町を見ると、畑ごととか集落ごとに囲っているところも見受けられますけれども、その辺も検討も含めて、今後の酪農を守るために町でも率先して進めていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、この修繕には4億円近くの費用がかかってくるのではないかと思いますので、なるべく早く更新計画を立てて、酪農家にも理解してもらい、一緒に取りかかっていく必要があると思いますけれども、もう一度、町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおりで、野生のエゾシカの食害というのは本当に大変なことだと、基本的に思っておりまして、そうであるからこそ、JA、また、陸別集落ともたびたびお話をさせていただいております。

また、先ほど説明させていただきましたように、今、道とも真剣にやり取りをしまして、先の話ではありますが、お互い条件が合えば進めていけるような状況になっていると思いますし、予算化できるのではないかと。まだ先の話ですから、絶対できるという言い方はできないのですが、そういったふうに私は今踏んでおります。

いずれにしても、そこら辺も含めまして、JAと集落のほうと情報共有したり、いろいろな意見交換していきたいと思っています。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、鹿柵については、今後、町長も前向きに検討してくださるということで、私の質問は終わらせていただきたいと思います。ぜひよろしくお願いたします。

次に、教育長への質問に入らせていただきたいと思います。

通告と順番が変わるのですけれども、今ほど関寛齋のお話が出ましたので、そちらから進めていきたいと思っています。

私は、関資料館のPRについて質問していきたいと思っています。

関資料館のPRについては、看板などの設置の要望を同僚議員も幾度も述べてきております。今、関寛齋にまつわる資料、陸別の歴史についての膨大な資料、管理、展示物の継承についてはまだ検討中のようですが、私は、関寛齋は近いうちにメディアなどにクローズアップされだろうと、そして、されてほしいという希望も込めて質問を進めて

いきたいと思います。

関寛齋さんの経歴は、ここで言うまでもありませんし、先ほども同僚議員が触れていましたけれども、少しだけ私なりにお話しさせてください。

関寛齋さんの生きざまは、北海道開拓史の中でも驚嘆に値するものであります。その功績は、今問題になっている社会情勢、昔からの普遍的なものだと感じております。徳島藩の藩医であった関さんが戊辰戦争の野戦病院の院長になり、敵味方の区別なく治療に当たったこと、これは今まさに起こっている戦争における人の命の大切さ、平和教育の根本になるものです。そして、感染症であるコレラ医療に尽力したこと、予防医学の第一人者であること、貧しい人からは治療代をもらわず、そして感染症の予防接種を無償で施し、治療に、地域医療に尽力したこと、これはコロナウイルス感染拡大とリンクします。晩年には、出世の道を捨てて、70歳を過ぎてからこの寒い陸別町に入植し、アイヌ民族と共存できるように仕事を与え、無償で病気の治療にも当たり、未開の地の開拓に励んだ。これは先住民族との共存の精神につながります。まだまだ本当にすばらしい功績はたくさんありますが、私は、お札の顔になってもよいぐらいの方だと思っていますし、長編ドラマに取り上げてほしいとずっと願っています。

3年前に高田郁先生の著書「あいー永遠に在り」が、歌手の石川さゆりさん主演で舞台化されることになり、新橋演舞場や京都南座など全国3か所で開催が決まり、私も見に行くのを楽しみしていましたが、コロナ感染症の影響で全てが中止になってしまいました。高田郁先生は、ドラマ、映画化もしているベストセラー作家でありますので、これもまたいつかチャンスが来ると期待しております。

この関寛齋の書籍、資料は、現在、関資料館で展示し切れなく、たくさんまだあるそうです。今の資料館の広さでは展示も限られていますが、本当は、将来、公民館の建て替えなどがある機会には、日の目を見る場所にちゃんとした資料館がつくられることが理想でして、その価値は今でも十分にあると私は思っています。でも、それを目指すには、やはり今現在の場所でもっと入場者を増やしていく工夫と努力も必要です。多くの人に興味を持ってもらい、存在を広める地道な活動が一番大事なことだと思っています。

今少し述べた関寛齋のストーリーを載せたような分かりやすいパンフレット、子どもでも分かるような漫画仕立てとか、そのようなパンフレットを製作してはどうでしょうか。もちろん案内看板も必ず必要ですし、関寛齋の経歴は、今の時代の問題、和平、人道支援、パンデミックなどにすごくマッチしていますので、ぜひこの機会にこの功績を世に広める作戦を考えていただきたいと思いますけれども、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 関寛齋資料館のPRの拡大をということであります。先ほども前議員にも答弁しておりますけれども、平成5年に開館をしているということであり

ますけれども、その当時から今の場所は変わっておりませんが、ただ、施設内での周りの環境が大分変わっているということで、議会の中でも何回も御質問を受けているところで、今のPRということでお話いただいておりますけれども、現状はなかなか期待に応えられていなくて大変申し訳ないと思っております。

まず一つは、現在、職員の配置のない資料館であるというところで、いろいろ制約を受けているということで、現状の中では、施設面も含めてなかなか解決に至らない部分もあるのかと思っております。出入り口の部分であるとか、看板の大きさ等も言われていますけれども、今の施設の中で、その部分だけ特化すると、ほかにもいろいろ実は影響が出てくる、支障があるのかなと、看板を大きくするとよその部分が逆に圧縮してしまうという部分もありますので、現状の施設の状況でなかなか、これ以上拡大していくというのはちょっと今は難しいのかなと思っております。

ただ、PRにつきましては、引き続きやっていかなければならないと思っております。以前、来館者へのアンケート調査もしておりますけれども、関寛斎については、道内だけでなく、十勝管内も含めて、まだまだ、初めて知ったという方がいらっしゃるということなので、今後の発信に向けては必要性を、継続していく必要があると思っております。

今、議員おっしゃられたパンフレットの作製であるとかの部分で、できるところから、再度もう1回見詰め直していかなければならないのかと思っております。

町民相手の中につきましては、数年前でありますけれども、子ども向けに紙芝居を作製いたしました。作成者が東京の方ということで、実は陸別に来て実演してもらう予算もつけておりましたけれども、この3年間、コロナの関係で実は一度も達せられなかったと、一度だけ来たことがありますけれども、その後も継続して、PRを拡大したいということで考えていましたけれども、それができなかったということがとても残念であります。その辺も含めて、まず子どもたちへのPR、それから町民にも広く親しんでもらいたいということも含めて、そこからの口コミでの期待、それからホームページの活用だとか、やれることはまだあるのかなと思っておりますので、再度その辺を、拡大に向けた取組をもう1回考えて、智恵を絞り出してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） この数年はコロナ禍でいろいろ制限がされていたので、入場者も少ないのは、見込めなかったのはしょうがないですけれども、二、三日もオーロラタウンに行ったのですけれども、パンフレットとか案内があるのかと思ったら特に何も見受けられなくて、以前は関寛斎のパンフレットが置いてあったような気がするのですけれども、それも見当たらず、通り過ぎてしまいました。ぜひ入り口の看板だけでもしっかりつくって、できたら道路にも看板があれば、何かと思っただけで入って来てくれる方もいて、パンフレットを手にとったときに、1回で分かりやすいパンフレットでな

ければすぐ入場にはつながらないと思いますけれども、その辺も考えていただいて、入場者増に取り組んでいただきたいと思います。

以前にも話しましたが、中に入ったときに、職員がいない施設ということで、案内が難しいという説明もありましたけれども、今、小さい博物館などはオーディオガイドなど、スマートフォンに限られてしまいますけれども、スマートフォンを持ってその場に行くと、その時代の展示物の説明などが流れてくるというシステムもありますので、それはそんなに高くなく、取りかかれるのかと思っています。見るだけではなく、説明をしないと深い興味にはつながらないと思っておりますので、ぜひその辺も考えていただきたいと思います。

紙芝居も私も見せていただきました。とても楽しくて、子どもたちはすごく興味を持ってくれたようで、その後に親が子どもに連れられて関資料館に行ったというほほ笑ましい話も聞きました。ぜひ子どもたちへの広報も必要ですし、町内、町外の方たちへのPRにもぜひ力を入れていっていただきたいと思います。

今回、しばれフェスティバルに7,500人の方が来てくれて、こんな寒いところで開拓した人の偉業と、理想を求めてストイックに生きたこの方のことをもっと日本中にPRすることに力を入れていただきたいと思います。もう一度答弁いただきます。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） なかなか先に進んでいないというのが現状なので、担当者も長年変わっていないということもあるのですけれども、周りの職員も含めて、先ほども出ていました文化財審査委員の方もメンバーも大分代わってきたというところも含めて、改めて新たな視点で考え直して、PR拡大に向けて取り組みたいと思います。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

学校のお話になります。新型コロナが5月8日から第5類に移行するに当たって、学校生活も少しずつ元のように戻っていくのではないかと考えております。また、来週からはマスクも自由になるということで、この間、マスクを強いられてきた子どもたちがどのように普通、普通というのが何が基準に普通になっているのか分からない世の中になっていますけれども、子どもたちが人との距離を縮めて、普通に話をして笑っていける生活に戻れるのか、その辺を学校、教育委員会としては、子どもたちにどのように指導していくのかお聞きしたいと思います。

子どもたち、3年間をマスクで暮らしているわけですから、これは本当に子どもたちの体に身についてしまって、取ることがどういうことなのかということも忘れている子もいるかと思っています。それについて、教育委員会としてはどういうふうに取り扱っていくのか、そして今後、行事なども春からいろいろあると思いますけれども、それはどのように対応するのか、まずお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 新型コロナの関係であります。今日も一部答弁させていただきましたけれども、3年間コロナウイルス感染症の関係で、令和2年度、3年度、学校においては、管理職等も含めて、教職員で30年以上経験している先生たちも長期の臨時休業というのは今まで経験のないものでありました。そこに、この3年間の中で2年のうちどっぷりはまってしまったというところでもあります。

これから5類に移行していくという生活になるということでもありますけれども、マスクの着用につきましては、来週の3月13日から、個別には着用を求めないという環境になっていくかと思っておりますけれども、学校生活につきましては、3月31日まで今の状況は継続していくというところで、4月1日からはマスクの着用を求めない。これについては、4月1日からのものについては、これから道教委も含めて、新たに通達が来るという形でありますけれども、基本的には個人の判断での着用になるかと思っております。

この3月いっぱい、小学校、中学校卒業式がありますけれども、卒業式当日に限っては、マスクの着用を求めないことで実施いたしますので、当日は、卒業生はマスクをしない。当日出席している教職員、それから町長も含めた来賓者等については、基本的にはマスクなしで出席すると。保護者についても同様の形で進めていくということになっております。

それから、今後の学校生活ということになりますけれども、今言いましたとおり、マスクの着用については、今後、4月1日以降ですけれども、個人の主体的な選択を尊重して、着用は個人の判断に委ねるということでもありますので、この3年間は着用が当たり前のようになってきているという中で、取って開放されて喜ぶ方もいらっしゃると思っておりますけれども、逆に、これが定着していて、マスクをしたままということがありますので、これは、いずれしても個人の判断ということになりますので、どちらにしても、それがいいとか悪いとか、誹謗中傷にもつながらないような形の中で学校生活を送っていかなければならないのだろうと思っております。

この3年間で、子どもたちが楽しみにしている行事等も一部中止はありましたけれども、なるべく、何とか内容を工夫して実施してきているところでもあります。学校の中では、スクラップ・アンド・ビルドと言われておりますけれども、要するに精選された学校行事、生活を下により効果的な学校教育活動を展開していけるよう検討を進めるということなので、見直した結果が全て悪いということではありませんので、コロナに関わらず、時間短縮で子どもや保護者にも喜ばれているものもありますので、これは、いいもの、悪いものきちっと精査をして、改めて今後、このコロナウイルスが収束した暁には、元に戻すというよりは、改めてそれぞれ学校の行事等をどうやって見直して進めていくかというところに視点を置いて進めていきたいと考えております。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 卒業式は、卒業生はマスクをしなくてもよいということで、

4月からは、この後の道教委の報告次第で、いろいろ教育現場も大変なのでしょうけれども、子どもたちが昔のように楽しく遊べるように、今の子どもは近寄ると離れるのです。距離を保とうとする。それは私たちから見たらすごく奇妙な行動に見えて、そういうのがなくなって、自然に友達にくっついてわいわいできるような日が来ればいいなと思っています。

それと、二酸化炭素測定器とか換気扇とかも配備していますけれども、それはこの後もきっと使っていくのだと思いますけれども、いろいろな薬が、決定的な薬ができたわけでもありませんから、今後もこのコロナとはいろいろ闘いなると思いますけれども、先生がどうするかによって子どもたちも左右されてくることだと思いますので、いろいろ子どもたちのために引き続き考えていってほしいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

学校に行きにくい子どもたちの居場所づくりをとということで、12月の定例会での同僚議員の一般質問において、学校に行けない子どもたち、児童生徒のことがありました。確かに、このコロナ禍で、全国的にも不登校となる子どもが増えていて、中学校では、全国平均で5%ほどだそうです。それに比べて本町は少し割合は今高くなっていると思っております。12月の教育長の答弁では、今後の対応、そして子どもたちにどのようなことをしていくべきなのかについては余り触れていませんでしたので、その辺についてお聞きするというか、一緒に考えさせていただきたいという思いで今日は質問させていただきます。

学校に行けない理由については、子どもたち、理由についてはいろいろあると思います。私もいろいろ調べたりして、卒業生の子どもたちに聞いたりしました。学校に行きたくないときは、親や学校はどうしてもらいたいと聞いたら、まず、学校に行かせようとしなくてほしいと言うのです、みんな。それには私はちょっとびっくりしたのですがけれども、自分の問題は分かっていると。それが解決していないのに学校に行っても、余計にまた行きたくない気持ちが強くなると言っていました。そして、子どもに携わる仕事をしている人たちも口をそろえて、無理に学校に行かせることはないと言っていました。登校できない子どもたちは、きっとみんなそれぞれ何か納得いかなかった経験や心に傷つく出来事があったのだろうと思っています。それをうまく人に伝えることができない年頃、中学生、そして理解してもらえなかったときの恐怖もあり、口を閉ざしてしまう子どもたちもいると思います。

しかし、私も親ですから、親の気持ちとしては、今まで同じ仲間、ここまで学校生活を送ってきたのだから行けるはずだと、行ってもらいたいと思うし、長引かないで早く解決してほしいと思います。まして中学生という一番成長の著しい時期に、人と関わらずに家に引きこもるということは、本当にこの子の将来はどうなるのだろうと、その心配する気持ちは計り知れません。学校の先生も一生懸命子どもたちに寄り添ってくれていますけれども、教育委員会としてはどのように対応しているのか。

12月の答弁では、スクールカウンセラーが月に1回、2時間、3時間ほど来校するときに生徒や保護者に声をかけているという答弁でしたが、それからこの3か月間で変わってきた現状や対応方法などがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 登校が難しい児童生徒の居場所づくりということの中で、今後の対応、今の対応についてのお話かと思っております。12月の議会で、年間30日以上学校に行けていない児童生徒が、それぞれ中学校で9名、小学校で2名ということで、私のほうで答弁させていただいておりますけれども、全体の中でどんどん増えていると、各学年ごとで増えているという状況にはなくて、残念ながら中学校の一部の学年では、ちょっと平均的には多いのかというイメージを持っております。

登校が難しい児童生徒については、状況がおのおの異なるため、当然個別の対応が必要になってくるということになります。例えば体調不良により登校が難しい児童生徒には、登校できた際に個別に学習指導などを行う場合がある、それから授業で使用した教材等を提供して、自宅で取り組めた者には採点やアドバイスを行うことがあるということになります。これは、なかなか朝起きられないということで、お昼前後ぐらい来て給食だけ食べるとか、それから夕方ぐらい来るだとかいろいろなケースがあって、その都度、学校のほうで対応しているということでもあります。

また、人間関係に困難を抱えている児童生徒には、困り感を共有し、解決の糸口を探るために専門家、当町ではスクールカウンセラーを月に1回ということでもありますけれども、年明け、スクールカウンセラーの先生の協力を得て、2回、3回と、月の中で回数を増やして、随時糸口を探れるように、また、相談に乗ってあげられるような体制を生徒に対しても保護者に対しても対応しているというような状況で、ちょっと広げて対応しているという状況であります。

また、取組が可能な生徒には、ICTを活用して、課題の提出ができる教科もありますので、デジタル教材の普及と活用で、そういった対応が可能になっていく教科もどんどん増えているのかと思っておりますけれども、まだそこまで取り組める子どもはいいのですけれども、なかなか学校との接点を見受けられないという生徒が一定数ありますので、そこに向けて、今後どう取り組むかということで、対策・対応を今練っているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今、答弁いただきましたけれども、なかなか1回学校へ行かなくなった子どもは学校に戻れないという、12月のときにそういう話もしていました。それで、フリースクールというのが今いろいろな町であると思うのですけれども、会館や空き店舗などを利用して、大きな町ではNPOなどが経営を行っておりますけれども、教育委員会がそのような場所を準備する必要があるのではないかと私も思っていま

す。自分のペースで、行きたいときに、とりあえずパジャマを脱いで家から一步踏み出す場所、誰にも攻められない、自分の居心地のいい空間でとりあえず過ごしてみて、昼夜逆転している子たちもいますけれども、1日に1回外に出てもらおうというのが最初の一歩ではないかと思っています。そのような場所をつくっていく必要もあると思うのですが、そこには、外部の人の力をかりて、子どもたちを学習に追い込むのではなく、楽しみながら人と交流できるような場所があったらよいかなと思います。

子どもは、三つの居場所があるのが望ましいと言われていています。それは家庭に、学校に、あと、習い事や部活、そんな行き場所があって子どもたちはガス抜きができると言われていています。一つしか居場所がない、今、家庭の中にこもっているというのは、どんどんどんどん精神的にもきつくなってきますので、一歩外に出る場所づくりをしていただきたいと思っています。その場所づくりについてはどう思っていますか、質問いたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 令和5年度に向けては、新年度予算の中には、特にその方策に向けて取り組んでいるものは今ありません。ただ、居場所づくりは、私の中では、今後に向けては最重要の課題だと思っていますし、やらなければならないものだと思っています。ただ、議員おっしゃるとおり、それに向けた環境づくりというのは、当然人材も含めて必要になってくるかと思っています。

最近、インターネットで、帯広市だとか北見市の中で見ていくと、周辺も含めて、自治体で取り組んでいるところもありますし、それからNPO、民間団体が取り組んでいる、多種多様に取り組んでいるところはありますけれども、都市部においては人材がある程度確保できる状況かと思っています。陸別町で一番問題なのは、何をやるにしても人材がなかなか不足しているということでありまして、今、町内で僅かながら、そこに対応してもらえそうな方たちもいらっしゃいますので、今そこと相談を進めながら、なるべく早い段階でそういう対応を取れるように、進められるように今取り組んでいる最中でありまして。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） フリースクールの可能性を今探っているということで、期待しているところであります。

この中で何をするかということと、子どもの気持ちは一番重要ですが、中で何をするかということもとても大事だと思います。先ほど学習支援としてタブレットを活用しているということでしたけれども、前に調べたときに、ほかの町で、先週ですか、何の新聞か忘れたのですが、帯広市の不登校児童向けの仮想空間の、パソコンの中でキャラクターに自分が扮して登校するとか、いろいろな学校活動をするというメタバースものを帯広が取り入れたということです。日本では何件か、まだそんなに広まっていないのですが、これを帯広市が取り入れたということでとても驚いたの

ですけれども、これを体験した子どもたちのユーチューブを私も見たのですけれども、最初は家とフリースクールでやっているのですけれども、友達同士で。もっと話が弾んで会いたくなって、会って仲間同士で話せるようになったという、これができてから自分が生き返ったという子どもの話も出ていました。多分こういうことに子どもは反応すると思うのです。私たちみたいなアナログではなくて、例えばパソコン上だと話せる。そこから心を開く場合もあると思います。ほかの学校ではタブレットを活用して、自分の気持ちの天気というのを先生に出して、今日は雨だとか晴だとか曇りだとか、そういうのを先生に発信して、そのチャットの中だと何でも話せる、ふだん話せないことも心を割って話せるということもありました。ぜひこういうのも利用して、よくお年寄りのお話のときに、高齢者教育とかと言いますよね。「きょういく」というのは、今日行く場所をつくるという意味で使うのですけれども、本当に、まさしく陸別もこの「きょういく」に取り組んでいってほしいと思っています。

次に、今出てきました学習支援のタブレットの使用についてです。学校の授業を配信するという方法もあるのかとちょっと考えたのですけれども、やはりメンタルが弱くなっている子どもたちは、学校の先生の授業を聞くとか、友達が映っている動画を見るというのもつらいというか、なかなか受け入れられない部分もあるので。

今、教育長がプリント、学校へ来たときにちょっと補習授業をやったり、プリントを届けたりして勉強を進めているということでしたけれども、授業を受けていないのに、家庭でプリントをもらって勉強するということは本当に難しいことだと思います。授業を受けていても宿題はとても大変なので、この辺をもっと楽に受けられるように、タブレットを利用したオンライン講座、今いろいろネットで受けられる、塾ではないのですけれども、講座があります。それを町で契約してはどうかと思います。この閲覧履歴が授業数として認めている学校もありますし、足寄高校とか公営塾とかもやっていましたし、陸別町もそういう勉強の機会を与えるのもよいのかなと思います。学校へ行かない子だけにオンライン塾のアカウントを渡ししてしまうのではなくて、今、子どもたちは、より一層勉強をしたい子どもたちもいると思います。そして、もっと学びたくても塾が遠いとか、いろいろ経済的な理由で塾で勉強を希望しても行けない子もいると思いますので、それを中学生全員にオンライン講座のアカウントを渡して、自分の自主勉強とするのもよいのではないかと思いますけれども、この勉強方法についてもう一度お聞きいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 学びたい子供たちが積極的に学習に取り組むということはとても素晴らしいことだと思っております。

一つ、最初に出ました、学校になかなか行けない子どもたちの対応になってきますけれども、家庭でもオンラインでも、少しでも自分で勉強しなければならないというような思いのある子どもは、まだこれからもう少し頑張ってくれば、登校も含めて、もう

一歩先に進める子どもたちなのかなと思っております。

そういうことも含めて、学校で今ICT、オンラインを使った学習をしています。これはとてもすばらしい、これだけがすばらしいというふうには思っておりませんし、基本的には、対面で先生と顔を合わせながら、個人個人で分からないところを手を上げて質問するだとかという部分があって、自分で学習するというのは大変難しいことなのかと私自身も思っています。小学生、中学生共に、学校だけでなく、家庭学習の取組というのにも推奨しているところなのですが、実はゲームだとかインターネット、テレビなどに依存している時間が長い傾向にあるというのが、どちらかというところと捉えています。

教育委員会で配布しているタブレットについては、当然個人のゲームだとかデータを入れて使うということにはなりませんので、学校の中で教材として必要なものをアプリとして取り組んでいるということになります。このアプリにつきましても、基本的には、無料のものがたくさんありますので、無料のものを学習教材として取り組んでいるところでもありますけれども、今、小学校も中学校も、一部ですけれども、有料のものも入れています。それは、入れている中でも、一番高くても年間1人1,100円というものがありますので、これは小学校も中学校も導入しているという状況であります。今後についても無償のものを活用しながらということで、今、議員おっしゃるとおり、有料でも、費用対効果も含めて、必要なものについては、今後、各小中学校の研修委員会等も含めて、要望があれば、予算も含めた中で取り組んでいくことはできるのかなと思っております。

ただ、個別に、これについては、あくまでも小学生、中学生、学年全員ということではなく、個別の部分だけで取り組むというものについては、ちょっとまた別な考え方で、ちょっと研究しなければならないのかと思っております。

民間企業のアプリの中では、1人2万1,780円とかで、よくテレビのCMでやっているようなアプリもあります。月別にしますと大体1,850円になります。それ以外の民間企業でいうと、小学校1年生で月3,315円、中学3年生が一番高く、月1万1,430円というものもあります。これは、学校の授業だけでなく、個人で学習能力を高めたい、個人でオンライン塾的な感じで通信講座を学んでいる人も多分いらっしゃるものだと思っておりますけれども、今の段階では、学校として、やや高额的なものを取り入れてまでもオンライン講座を実施するということのところまでは今のところまだ考えておりません。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の教育長の話は理解いたしました。子どもたちはきっと勉強はしなければいけないと、みんなきっと心の中で思っています。僕の将来、私の将来、この後どうするのだろう、進学も控えと思っています、きっと。そこを教育委員会で、いい教材があるなら、それを使用させていただいても構いませんけれども、自分で容

易に学習できる機会を準備してあげてください。もちろん学校が一番いいのは私もよく分かっています。友達と一緒に遊んで、先生と学ぶことは一番大切だと思いますけれども、今はそれができなくなった子どもたちの話ですので、その辺も考えていていただきたいと思います。

そして、学校に行けなくなった子どもが多いというのも、何か学校にもやはり、私は学校を変えていく必要もあるのかと思っています。今、学級担任制から学年担任制へということで、固定の担任を持たない指導方法を取り入れている町村が増えてきています。三、四人の先生が一学年を担当するというので、ホームルームも1週間置きだとか、いろいろな形で、1人の先生に固定させない、多方面から子どもを見る。その先生によって、個性がありますので、子どもたちがその先生に見せる顔が違うと思います。それを三者三様の先生たちがいろいろなことを酌み取って、多方面から1人の子ども、先生が気づかないことも、3人、4人いたら子どもたちの変化に気づくこともできると思います。そして、子どもたちも、この先生はちょっと相性が悪くて話しにくいけれども、こっちの先生とだと話せるだとか、こっちの問題は女性の先生のほうがいいかなとか、そういうことで複数の人間と関わっていくことで、子どもたちもいろいろな人の価値観に触れて、子どもの心も安定すると思いますけれども。

時間がないので自分だけしゃべってしまいますけれども、今、学校に行けない子が増えたのは、根本的に変えていく必要もあるかと思っていますので、ぜひこのことも視野に入れて、先生たちは、学校を卒業したらいきなり先生なのです。職員とかを見ている、みんな先輩に教えられながら頑張っているのですけれども、子どもたちの先頭に立って、そして親とも付き合い、自分も学習して、とても大変な仕事だと思います。それをこの陸別の学校にいて、先生の成長につながるかも知れません。先生同士の共感や共鳴や、反論し合いながら先生たちの人間形成で、人としても成長できる機会もあるかと思っていますので、この辺も視野に入れて考えていただきたいと思っています。

そして、来月から子ども基本法が施行され、こども家庭庁なども新設されて、子どもに対する取組がどんどん大きくなっていきます。読み上げるのもあれですけれども、「子どもたちが個人として尊重され、差別的な扱いを受けないこと。愛され、保護され、教育を権利が均等に与えられること。意見を表明したり社会生活に参加する機会が増えること。子どもの意見が尊重され、最善の利益が考慮されること」この四つの柱で子どもたちの生活を私たちが守っていく必要があります。これらのことは、ぜひ小学生、中学生にも、自分たちにも権利があるのだと、弱い立場ではないのだと、声を上げてほしいと、ぜひ教えていただいて、一人一人、強い子どもたちを育てていきたいと思っています。

そして学校が、子どもたちが伸び伸びと成長できる町にしていていただきたいと思っています。

私の質問を終わります。最後に、教育長、お願いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 俗に言う不登校児童生徒ということで、学校に行けないという子どもたちがいるということですが、原因は、個別個々にいろいろ原因があると思っておりますし、原因が特定できて、それを解消することによって解決できるということになれば、それは素早くそれに向けて取り組むということが当然かなと思っておりますけれども、議員の発言の中にもありましたけれども、地域でも、保護者の中でも、一定数、憶測の中で、こういうことが原因ではないかというふうに発せられることもあって、それが私の耳に入ってくることもありますけれども、そこだけで全て原因だというふうには当然思っていないです。

今、特に中学校の部分でありますけれども、学校においては、校長先生、教頭先生以外、事務官を除いて、当然各学年で、中学校1年生から3年生まで担任がいます。主担任以外に、そのほかの先生たちは必ず各学年に、学年団として副担任として張りつけになりますので、今、陸中においては、1学年団で4人、2学年団でも4人、3学年団で5人の教員が配置されているという状況です。そういう状況の中で、例えば教育相談においては、生徒の希望する教諭、これは学年団に限らず、校内誰でも可能ということでもありますので、1年生の生徒が3年生の先生に話しやすいということであれば、その先生と面談を行えるようにしております。

それから、毎日の給食指導でも学年団の教諭は教室に入っていくということで、入れ替わり入れ替わり教室に入っている。それから、家庭訪問や電話連絡も、実は、担任を拒否するという場合であっても、担任に限らず、学年団の中で対応しているということでもあります。

各授業についても、一部の教科を除いて、副担任等が自分の専門の教科でなくても教室に入って行って生徒の状況を見ているということで授業を行っているということでもありますので、学校改革をということということでお話いただいておりますけれども、これはもう従前から取り組んでいるという状況なので、ここを踏まえた中で、これからは個別の生徒に寄り添っていくということの方向性は変わらないでやっていきたいということで、あとは何とか結果を求めていけるような方策を早く取っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） これで、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時35分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員